第428回(定例)福崎町議会会議録

平成22年3月25日(木) 午前9時30分 開 会

1. 平成22年3月25日、第428回(定例)福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1.	出席議員	15名

1番	松	岡	秀	人	(退席)	10番	石	野	光	市
2番	牛	尾	雅	_		11番	小	林		博
3番	宮	内	富	夫		12番	東	森	修	_
4番	釜	坂	道	弘		13番	富	田	昭	市
5番	福	永	繁	_		14番	北	Щ	孝	彦
6番	志	水	正	幸		15番	高	井	或	年
7番	難	波	靖	通		16番	宇	﨑	壽	幸
9番	吉	識	定	和						

1. 欠席議員(1名)

8番 広岡史郎

1. 事務局より出席した職員

事務局長 中塚保彦 主 査澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長 町 嶋 田正義 副 長 橋 本 省 三 育 長 監 口和夫 教 髙 寄 十 郎 技 樋 会計管理者 牛 尾敏博 長 尾崎吉 晴 総 務 課 企画財政課長 藤博 之 税務 課 近 長 山 口 省 五. 松岡英二 住民生活課長 健康福祉課長 高 松 伸 一 まちづくり課長 志 水利雄 産業課 長 井 上 茂 樹 下 水 道 課 長 後藤守芳 水道 課 長 豊國明紀 社会教育課長 志 水 清 二 山 下 健 介 学校教育課長

1. 議事日程

第 1 一般質問

- 1. 本日の会議に付した事件 日程第 1 一般質問
- 1. 開会及び開議
- 議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。

定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

なお、本日の議会に広岡議員が欠席という届け出が出ておりますので、報告しておきます。

日程第1 一般質問

- 議 長 それでは、日程により一般質問を続けてまいります。
 - 10番目の通告者は、吉識定和君であります。
 - 1 情報公開条例について
 - 2 町内女性の活動組織について

以上、吉識議員どうぞ。

吉識定和議員 おはようございます。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。 今回の質問事項は、ただいま議長のご案内のとおりでございます。

まず、情報公開条例についてからお尋ねいたします。

情報公開の重要性については、これまでの質問でも申し上げておるところでございますし、今議会冒頭の町長のお言葉の中でも、参画と協働のまちづくりを進めるには情報公開が大事であるということを述べておられました。

そこで、早速お尋ねをするのですが、情報公開条例を論ずる場合の情報もしく は、情報公開とはどのように理解しておられるのか、担当課長にお答えをいただ きたいと思います。

- 総務課長情報公開とは公正で開かれた行政を推進し、町民の行政への参画を促進するためのものだと思っております。
- 吉識定和議員 市町村で制定されております先進事例といたしまして、北海道のニセコ町の情報公開条例がよく知られておりまして、あるわけなんですが、同条例について少しお尋ねをしたいと思います。この条例が同町で制定された経緯がわかればお答えください。
- 総 務 課 長 ニセコ町の条例制定の経緯ということでございますが、その部分については、 ちょっと承知をしておりません。
- 吉識定和議員 ニセコ町の条例については、いろいろ本も出ておりますので、よく読んで勉強 しといてください。

それじゃあ、知らなければ、目的はどういう目的でできておるんでしょうか。

- 総 務 課 長 ニセコ町の情報公開条例を手元には持ってきておるんですけれども、その第1 条で目的ということがございます。この条例は町の保有する情報の公開を請求する手続、その他町政に関する情報の共有化に関して必要な事項を定めることにより、個人の知る権利を保障するとともに、町の説明責任を明らかにし、もって公正でわかりやすいまちづくりの推進に資することを目的とすると、こういうふうになってございます。
- 吉識定和議員 そういうふうに書いてあるわけですね。それじゃあ、この条例はかなり特色のある条例だと思うんですね、私も内容を見てみまして。最近は、この条例の条文とか、言葉、そういうものの解説まできちんとホームページにアップしておるという状況があります。この条例の特色、課長さんはどういうふうに理解をされましたか。何も考えなかったら、それでいいんですけどね、考えられたら、特色をおっしゃってください。
- 総務課長 ニセコ町の情報公開条例も、福崎町の条例も、基本の部分は同様だと思っております。ただ、今までの議会での議論にもありますように、吉識議員の一般質問にもありましたが、情報の共有化という言葉が福崎町にはないというようなことでありますとか、例えば、出資法人等の情報公開でありますとか、指定管理者の情報公開でありますとか、こういった具体的な点についてニセコ町には触れられているが、福崎町にはないのではないかというようなご質問が以前にはありました。その辺が今、吉識議員が特色のあると言われた点かなと思っております。

- 吉識定和議員 私が言うたことやなしに、あんたが思うたことをそのまま言うていただいた方がええんですけどね。それも私が言うたから、そうかなと思われたんですね。そういうことやったら、それでいいんですが。私は、このニセコ町条例は前文いうのがありますね。お手元にお持ちでしょうから、見ていただいたらいいんですが、一遍課長さん、その前文いうのを朗読してもらえませんか。皆さんによくご理解いただけますように、資料もありませんのでね。
- 総務課長 ニセコ町の公開条例、前文なんですけれども、「まちづくりの基本は、その主体である私たち町民が自ら考え、行動することにあります。

そして、私たちが自ら考え、行動するためには、まちに関するさまざまな情報やまちづくりに対する考え方などが、私たちに十分に提供され、説明されていなければなりません。このことは民主主義の原理であり、住民自治の原点であると考えます。

今、一人ひとりの価値観が多様化し、社会経済情勢が大きく変わっていく中に あって、よりよい地域の創造のため、私たちには、歴史に学び、新たな価値の構 築に向けて努力をしていくことが求められています。

私たちは、まちづくりの諸活動が、すべての人に開かれ、公正でわかりやすいものとなるよう、情報の公開と共有化を進め、住むことに誇りを感じ、喜びをわかちあえる郷土「私たちのニセコ」づくりのために、この条例を制定します。」となっております。

吉識定和議員 今、課長さんに申しわけないけども、朗読をしていただきましたけども、私は この前文ですね、これにすべてがあらわされておるんではないかと思います。

町長が言われてます参画と協働のまちづくりですけれども、前々から何度か機会あるごとに申し上げておりますので、私の言うことは、もうよくおわかりかとも思いますが、参画と協働でまちづくりをしていく。参画と協働いうのは、サルビアプランを見ますと、一番上に、みんなの柱にかかっておりまして、すべてを参画と協働で進めていくということですから、情報ができるだけこのニセコ町の条例にありますように、公正でわかりやすいものになって、町民の皆さんと情報を共有化するということがまず大事だろうと思います。そうでなかったら、なかなか参画と協働のまちづくりは進みにくいんではないかと思うからお尋ねをするわけです。

すなわち、これが町が目指す、また首長さんが目指すまちづくりの理念だと思います。そういうものができるだけ明確に、文章にあらわして町民の皆さんに理解をいただくということが肝要だろうと思います。町長さんは、言葉や文章で表現をされるのは非常にお上手でございますし、これまでもいろいろと示しておられますけれども、そういう意味から、こういうものの取り組みをしていただくといいんではないのかという意味から質問をさせていただいとるわけです。

もう、ある程度、福崎町とニセコ町の条例の違いというのは、先ほど課長さんが答弁をされましたが、福崎町の情報公開条例といいますのは、国からひな形が来まして、それの〇〇のところに福崎町と書いただけの、端的に言いましたらね、ほぼ同じものが全国各所にあります。そういうもんですから違いをどうこうということは、もう今さら言うまでもないわけなんですが、この条例改正に要する費用、これはハード事業と違いまして、ソフトの事業でございますので、昨日も聞いておりますと、大勢の課長さんが答弁の中で、非常に財政が厳しいときですからという答弁をされておられましたが、条例を改正するのは、そんなに費用はたくさんかからないんじゃないんかと。これを多くの皆さんに参加をしていただいて、大学の先生とか、法の専門家の弁護士さん等々に参加をいただいてご指導を

受けながら進めていくということになると、幾らかの費用は要ると思いますが、何分、先ほども言いましたように、最も基本的な参画と協働のまちづくりを進めていく上での大事なことですので、多少費用がかかっても、私はいいんではないかと、後がうまく進んでいくと思いますので、そういうことを思うわけです。そういう中で、一向に条例の改定に取り組もうとされない理由、これはどこにあるんだろうかと思うわけです。この理由は何なんでしょうか。お答えください。

町 長 今ある条例で、ほぼ目的は達していると思うからでありまして、今の条例で、 福崎町の条例を隠しておるとか、あるいは請求があったのを拒んだとか、いうふ うなことで具体的なことがあれば、それはそれで、そのことできちっと検証しな がら、改めるべきところは改めたらいいわけでありますが、今ある情報の中で、 ニセコ町とほぼ同じような実態で町政は進んでいるのではないかと、私はそのよ うに思っております。

吉識定和議員 目的を達しておるという町長の答弁ですが、実際にどういう状況であるのかというのは、私もニセコ町へ行きまして、条例はなるほど本もたくさん出ておりますし、しますんで、このつくられた経緯とか、つくる過程等も本がありますので、読ませていただいて理解はしておるつもりなんですが、実態は、その後のまちづくりの実態がどういうものかということは、私も現地を見ておりませんし、お聞きもしておりませんので、わかりませんが、私が思いますのは、何かこういうふうな一般的に先進事例であるというところへ近づけるのに、勘ぐりますと、町民の皆さんから情報公開の請求があると、支障があるような事柄でもあるんかなということも思うわけですね。恐らくそんなことは、今も町長の答弁ですと、ないということですからね、それはそれでいいんですが、そういうことを勘ぐる人は勘ぐるというふうなことを思いますので。何度も申しますが、この情報の内容、そういうものも一番最初に課長さんにお聞きをしましたが、またどうも、課長さんのご理解は余り進んでないようですので、きょうはこれぐらいにしまして、また機会を改めまして、よく理解をいただいて、それからお聞きをしたいと思います。それじゃあ、情報公開条例はこのぐらいにしておきます。

次に、町内女性の活動組織についてお尋ねをいたします。

これも、今議会冒頭の町長所信で、町婦人会の組織がなくなりますので、それにかわる女性組織の結成を工夫していきたいと考えていますというふうに町長は述べられました。予算委員会でしたか、本会議の質疑でしたかの中で、自治会区長の推薦で、自治会から女性の方に出ていただきまして、女性の意見を聞く組織をつくるんだというふうなご発言があったと記憶をしております。婦人会は、時代の趨勢というんでしょうか、県下でももうなくなる、なくなってしまったという市町も散見されるようでございまして、これがどんどん広がっていっておるという状況だと理解をしております。そんな中で、一度、婦人会というのがどんなもんなのかとことを考えてみたいと思いますので、婦人会の歴史について、どのようなものか、お答えをいただきたいと思います。

社会教育課長 全国的な婦人会につきましては、資料等いろいろ調べました。まず初めに、明治34年に、当初は軍事援助を目的に、上流階級婦人層を中心とした愛国婦人会というものが設立されております。その後、昭和6年に政府や軍部の支援で愛国婦人会、初めに言いました愛国婦人会と同様の軍事援助の目的で、地域婦人団体、いわゆる主に農村の女性を統合したような大日本連合婦人会というものが結成されました。翌年の昭和7年にも違う団体で、目的は軍事援助を目的とした陸軍の監督のもとに設立された大日本国防婦人会が結成され、当初全国にはこの三つの連合婦人会があったと言われております。これらの婦人会は女性の戦争への協力

を訴え、愛国思想を広める活動を実施するというような目的でつくられていたようでございます。

昭和17年、第二次世界大戦中でございますが、これらの三つの婦人会を解散させ、政府によって、大日本婦人会として統合されます。20歳以上の婦人をすべて強制加入させ、戦時下を婦人の手で守り抜くというような体制を築きました。昭和20年、大日本婦人会は、本土決戦に備えるため、国民義勇隊ということで名前を改変いたしましたが、すぐに終戦となりまして、国策に沿った軍国主義的な婦人会はそこで終結しております。

終戦後には、これまでの婦人会とは目的を異にする民主婦人会が発足をいたしました。そこでは、公の支配を受けない自立した団体として、婦人解放をスローガンに挙げ、親睦や隣保扶助を目的とした地域婦人会が地域で発足され、昭和27年には全国地域婦人団体連絡協議会という名前で結成され、その後、現在に至っているというような状況でございます。

- 吉識定和議員 ご丁寧にありがとうございます。お聞きをしますと、明治からということで、 非常に歴史のある組織だということが理解をできました。それで、戦中は国を守 るという意味からの軍国的な組織でもあったというお答えでございました。そん な中で、戦後、ずっとこの組織が存在してきたわけなんですが、福崎町でも町制 50周年事業が数年前に行われまして、婦人会発足以来50有余年が経過をして おるわけです。また、その歴史があるわけなんですが、福崎町婦人会の歴史と変 革、活動実績ですね、どういうことをなされておったのか、お答えをいただいた らと思います。
- 社会教育課長 役場に町婦人会の資料を直接管理しておりませんので、詳細についてはわかりかねますが、昭和56年に神崎郡連合婦人会の記念誌が発刊されております。そこから読み取りますと、この近辺でも、大正中期には、既に会として、組織的な活動が活発に行われていたとあります。そのころは、先ほど説明しました軍事援助を目的とした愛国婦人会という名称であったとあります。その後、国と同じような形で、国防婦人会、大日本婦人会と変わりましたが、終戦によって解散し、新たな組織として婦人の社会的地位の向上、福祉の増進を目的に、旧の町村で婦人会が結成されております。

昭和31年に福崎町が新福崎町として誕生しましたので、現在の福崎町婦人会が発足しました。

その後、高度成長期に入りまして、ライフスタイル等の変遷により、平成13年に駅前地区が脱退されたのを皮切りに、平成14年には田尻、馬田、福田、平成16年には西大貫、平成17年には辻川も脱退し、29地区となります。平成18年には4地区がまた減り、平成19年には3地区、20年には9地区が脱会し、13地区になり、今年度、7地区減りまして6地区というような形で、この3月末日をもって解散されるというようなことになりました。

活動実績というところでございますが、昨今、婦人会につきましては、福祉施設や刑務所の慰問、チャリティーバザー、老人会・婦人会交流会、そのほか日赤奉仕団、更生保護関係、夏まつりの踊りや、秋まつりの味のコーナーなど、町の事業にも協力をいただいております。

- 吉識定和議員 これまで町から婦人会に対しては補助金が出ておったというふうに記憶をしとんですが、どういう出方をしていたのか、金額ですね、大体一番多いときと、少ないときと、最近のと。その目的ですね、何を目的に補助金が出ておったのかお答えください。
- 社会教育課長 まず、補助金の額でございます。町の決算書を過去から拾いますと、昭和34

年、7万円を支給したのを皮切りに、大体その額で来ておったんですが、40年に12万円程度になりました。45年からずっと上がり始めまして、最高額は平成11年から15年の間、110万円ずつ支給をいたしております。平成16年には105万円、平成17年に85万円に減りまして、平成17年からは85万円のまま、今年度まで予算上ではきておるというような状況でございます。

それから、婦人会の方へ補助金を出した目的でございますが、補助金は町の事業に協力をいただくというような目的ではなしに、婦人会は社会教育法でいう社会教育関係団体でございます。社会教育の発展を図るため、町民の自主的な社会教育活動を支援すると、そのような目的で事業補助をしているというようなところでございます。

- 吉識定和議員 それじゃあ、集中改革プランですね、今も新しいのがつくられておりますけれども、その集中改革プランの参画と協働のまちづくりの取り組みの事項のNo.5ですね、婦人会活動の充実という項目で、この婦人会のことが取り上げてありますね。改革区分はこれは推進なんですけどね。改革内容は、課長さん、どういうふうに書いてありましたか、ようお調べやから聞いときましょう。
- 社会教育課長 改革内容につきましては、婦人会として活動報告を総会や広報紙、婦人会だより、年2回ないし1回発行によって会員に周知しているが、これは婦人会独自でつくられている広報紙でございます。婦人会からの情報提供を受け、町広報紙に定期的に関連記事を掲載する。また、事業によっては、会員だけでなく、広く町民の方々に参加を呼びかけるというような内容でございます。
- 吉識定和議員 婦人会(日赤奉仕団)としての活動報告を総会や広報紙、婦人会だよりによって会員に周知をしておられるんですが、町の広報紙にも載せますよと、そういうことをやりますよということですね。それで、こういうふうな集中改革プランが、もう最終年度で新しいものができていっておるという状況の中で、それぞれ年度ごとにどのような実績のチェック、以前にも申し上げましたが、金額の入っておるものは、実績の報告もされまして、達成率まで出されましたが、この数字の入っていないものについて、報告がないということで、報告を求めまして、一度はまとめてしていただいたように記憶をしておりますけれども、かなり月日がたってからの報告でございました。

一つ一つ確認をしたわけではございませんので、ここで集中改革プランの年度 ごとの実績のチェック、婦人会活動の取り組みについての、推進ということになっておりますので、それでその対応ですね、何ゆえ、この改革の内容が集中改革 プランに上がってきたのかというところも、念頭にチェックをなされたもんだろうと思うんですね。その辺のところ、どういうことをなされたのかお答えをいただきたいと思います。

社会教育課長 この集中改革プランの女性団体の充実というところの項目でございますが、内容は今お話させていただきました、基本的には町広報紙に婦人会活動を掲載して、町民の方にいろいろ活動報告を掲載し、町民の方々に参加を呼びかけるというような形で書いております。実際は、先ほど話しましたように、平成12年度から婦人会組織が減少を始めます。この集中改革プランにおきましては、そういった歯どめをしたいというような考えもございまして、町の広報紙で婦人会活動を掲載すれば、少しでも住民の皆さんに婦人会活動を知ってもらえるのではないかというようなところで、平成17年から4万2,000円を、この広報紙用に計上しまして、毎年1月、2月に広報紙2ページをとりまして、婦人会の活動を掲載しております。

また、婦人会が実施するチャリティーバザーなどは町広報紙でお知らせをいた

しております。

基本的には、この婦人会というのは、社会教育関係団体で、ノーサポート、ノーコントロールというのが、原則がございます。そういった中で、実績のチェックにつきましては、内容が非常に具体的で、毎年広報に掲載しましたので、この分については、特にチェックする必要はなかったのではないかというふうには考えております。

吉識定和議員 ちょうど、各自治会の婦人会がなくなってきだした。先ほどの答えと一緒ですね、平成12年、13年からですか、12、3年からですね、どんどん少なくなってきた。くしの歯か抜けるようにね。それで、そういうところから、集中改革プランにも、恐らく一つの項目として取り上げられたんだろうと思うんですね。ところが、どんどん減るばっかりという状況ですね。単に、私はこの改革の内容、ここに記述されておることだけが何回町の広報に掲載をされたかという回数のチェックをしておったら、それでよかったんだというのでは、私はおかしいと思うんですね。

そういうところから、その都度、できるだけの手は打ってこられたと思うんですが、非常に悲しい状態で、なくなってきた。一番最初にも言いましたように、時代の趨勢だといえばそういうことでしょうし、経済状況とか、女性の社会進出の状況も昔とは違いまして、どんどん進出をされて、責任のある仕事をされておるという状況になっておりますから、仕方がないといえば仕方がないというふうにも言えるわけですけど、私もそういうふうに思うんですが、ただ残念なのは、最近特に言われておりますように、コミュニティというようなものを考えますと、非常に住民の意識は希薄化して、それで連帯意識等もかなり薄くなっておりますね。それで、子どもの教育や何か見てみましても、地域で子どもを育てるというところから、学校の先生だけじゃなしにしますと、女性の力というものが非常に重要だろうと。一つの例ですが、いうふうに思うわけです。そういうところで、こういう状況になったということですね。

そういうところからいきますと、残念なことなんですが、実際に、一番最初に言いましたように、町長は「この婦人会にかわる女性組織の結成を工夫していきたいと考えています」ということを言われたんですが、また一方では、女性の意見を聞く組織をつくるということを言われた。よう考えてみますと、ちょっと食い違いがあるように思います。先ほども、お聞きをしましたように、これまでに活動をされておる、婦人会の組織としてね、事柄があるわけでして、特に、日赤奉仕団、この改革プランにも出ておりましたので、日赤奉仕団の活動ですね、これまでの取り組みの事項について、どういうことを取り組まれておったんか、お答えいただきたいと思います。

健康福祉課長 赤十字奉仕団でございますけども、母体はご承知のとおり婦人会でございます。 活動内容としましては、月1回の高齢者への配食の弁当をつくっております。また、操法大会時には、炊き出し訓練、また三角包帯法の訓練等を行っております。 9月には、ひとり暮らし老人の慰安会、12月には愛のもちつき、また施設の訪問といった活動、それと、赤十字の社資の募集、また中播磨地区への研修会の参加というような活動でございます。

吉識定和議員 チャリティーバザーなんかもやられとったようですね。課長さん、これはやってなかったんですか。

健康福祉課長 21年度はやっておりません。それ以前はやっておりました。

吉識定和議員 いろいろと、これまで、今もお聞きをしますと、事業をやられておりました。 操法大会なんか行きますと、おむすびを私もいただいたことがございますので、 あれもその奉仕団でつくっていただいたものだということをお聞きしております。 そういうことをやられておったんですが、じゃあ、もう一つ、更生保護女性会い うのがありますね。これの、これまでの取り組み事項はどういうものがございま すか。

- 健康福祉課長 更生保護女性会でございますけども、この女性会の目的は、地域社会から非行 や犯罪をなくし、過ちに陥った人に対しての立ち直りを支援する組織で、女性の ボランティア団体でございます。福崎町におきましては、7月に駅の街頭での更 生保護の啓発、また神崎郡で大会をしております社会を明るくする運動への参加、 また姫路等の刑務所への慰問というような活動でございます。
- 吉識定和議員 この資料を見ますと、更生保護女性会の主な活動ということで、犯罪予防、非行防止活動という中に、社会を明るくする運動への参加、街頭啓発活動、子育て支援活動の推進ということが書いてありまして、2番目に更生保護施設、矯正施設への訪問、3番目に、愛の物資の贈呈、4番、研修会を開催、その中には更生保護大会、年1回婦人会への参加割り当てがある。全国大会もある。5番目には、保護司活動との連携協力いうことが書いてありますね。神崎地区の役員交流会等、保護司の方々とも連携して事業をしていただいておったようですね。社会参加活動に協力ということが書いてありますね。

じゃあ、今ずっと課長さんがこれまでの取り組みを説明していただきましたが、 これが4月からどうなるのか、なる予定なのかお答えをいただきたいと思います。

健康福祉課長 赤十字奉仕団の行っておりました事業につきましては、できるだけ町の事業として継続をしていきたいとは考えております。弁当の配食につきましては、何らかの形で継続していきたいと考えております。また、ひとり暮らしの慰安会につきましても、町の予算も組んでおりますので、またボランティアによって行っていきたいと考えております。

それと、更生保護女性会ですけども、これにつきましては、神崎郡の保護司会がございます。その保護司会とも調整をしながら、またそういう女性会を立ち上げていけたらとは考えております。

- 吉識定和議員 きょうは3月25日です。4月の1日はすぐ。課長さんね、愛の弁当は続けます、ひとり暮らし老人慰安会は続けます、いや、私全部やれ言っているんと違うんですよ。時代が変わりますからね。ですから、これまでずっと長くやってたけども、もうこれは時代の移り変わりで、必要とする人がなくなったから、また一定の目的が達成できたから、もうこの事業はやめるんです、これも結構かと思うんですね。ですから、その辺のところを先ほど課長さんがおっしゃった、それぞれの事業をどうしようとされておるのか、その辺のお答えが欲しいわけです。お聞きしたいわけです。あいまいに言わずにきちっと言うてください。
- 町 長 私の一番中心的な人生観は、この14年余りのことでわかっていただいておると思いますが、二つの大きな立場がございます。それは、観念論の立場に立つのか、唯物論の立場に立つのかという二つであります。実際は、この両方が根絶してあるわけでありますけれども、事が基本的な段階に至ったときには、さて、どちらの立場に立つのか、私は唯物論の立場に立って物を考えようとしております。唯物論の立場といいますのは、存在が意識を規定するということであります。意識が先にあるのではなしに、実態があってこそ、それについていろいろなことが付随してくるということであります。

今、婦人会の組織が実態としてなくなるということでありますから、もうそこに委託しておりました事業を町がそこに委託するということは、それはもう理論的にも成り立ちません。しかしながら、町には、前の地方自治法の、よくご存じ

だと思いますが、3条の1項か2項かだったと思いますが、こうなっているんで すね。その地域に滞在する人々の秩序を守り、福祉、教育を守ることをもって地 方団体の第一義とすると、こうなっているわけであります。したがいまして、地 方自治団体であります私どもは、そこに滞在する、町民だけではありません。外 国人であろうと、よその方であろうと、滞在する人々の安心・安全を守り、福祉 と教育のために寄与するということは、これは町の責務でありますから、それは しっかりと、婦人会があろうとなかろうと進めていかなければならない責務があ るわけでありまして、婦人会がなくなれば、婦人会にかわる組織で自治法の精神 を徹底していく、その立場で頑張りたいと思っております。そうした意味で創意 工夫は続けなければなりませんし、初めからそんなに立派な婦人組織ができると か、そうではありませんけれども、先ほど申しました地方自治体の責務を全うす るために、全力を傾注して努力するというのは、これは私の責務であります。

吉識定和議員 町長さんの責務で、そういうものをお考えになっておるのは、所信の表明を見 ておりましても、よくわかっておるつもりでして、はっきりと町婦人会の組織が なくなりますので、それにかわる女性組織の結成を工夫していきたいということ をきちんと議会の冒頭に言われとるわけですから、ようわかっとるわけです。で すけれども、具体的に、これまで取り組んでこられたことがあるわけですね、勝 手にマスターベーションだったら、それでいいんですが、そうじゃないわけです からね、これまでの事業に、いろいろとサービスを受けられた方がたくさんおら れるわけですね。ですから、その辺の方のサービスがどうなるのか、4月から新 年度になりますからね、そんなことは初めからわかっとることでして、町長さん、 そこまでよくやろうとされてることがわかっとるんであれば、今言いますように、 対応をお考えになっとくべきじゃないんかと思いますけれどもね、どうでしょう。

> 長 今までやろうとしていることをこれから中止すると、先ほど議員の何では、中 止されても、それは実態として、そういう時代の情勢なら、そういう、中止され てもいたし方ないということでありますから、それはそれで時代の要請、不必要 なものはなくしていく、火事がいったときにはきちっと見舞いに行くとか、ある いは炊き出しが必要ならするとか、そういう人道的なものまでも否定しようとは 私は毛頭思っておりませんで、これまで婦人会がやってこられた事柄について、 不必要なものは大胆に切っていったらよろしいが、必要なものは当然続けていこ うと思っております。

そして、先ほど課長の答弁でも、そういうふうに答えをしていたのではないか と考えております。

吉識定和議員 ですから、課長さんが愛の弁当としてひとり暮らしは続けていきたいというこ とを言われましたので、ほかのものはどうなんですかということをお聞きしたん ですよ、私。

> 先ほど、操法大会に出席をして、おにぎりをつくったり、白いきれで、いろい ろ訓練やっておられますね、いつも。ああいうこととか、愛のもちつきとか、歳 末の福祉の施設訪問ですね、それ具体的に言うたやないですか、今課長さんが、 取り組み事項を。だから、それについて、これはやめる予定にしてますとかいう ことをお答えください言うとんですよ、私。

長 21年度に、それらのものの大部分は中止に、チャリティーも中止になりまし 町 た、愛のもちつきも中止であります。したがいまして、本年度、炊き出しについ てどうするか、あるいはああいうふうに三角巾の活動についてどうするかという のは、それは検討課題で、必要がなければ、やめたらいいと、私は思っておりま す。

町

吉識定和議員 それじゃあ、今町長が日赤奉仕団についてはお答えになりましたので。

町 長 日赤奉仕団というのは、また別の考えでやらなければいけないと思っております。何も女性の婦人組織でやらなければならないというわけではありませんし、日赤活動というのは、別の崇高な理念でもって活動されておりますし、私も一つの分区長としての役割を引き受けている以上、日赤の活動は続けなければなりませんし、それはやっていこうと。それは婦人でなければならないという組織の規定はございません。

吉識定和議員 それじゃあ、先ほどの更生保護女性会ですね、この主な活動については、どう なんですか。

町 長 私の方ですべて答えていきたいと思います。当然、更生保護というのは、社会 の間違いを犯した人々が再び間違いを犯さないように、更生保護の立場というの は、極めて重要な立場でございますから、婦人の組織があろうとなかろうと、保護司会とも連携をしながら、これは進めてまいりたいと考えております。

吉識定和議員 じゃあ、ほかの、例えば施設の訪問であるとかいうようなことは、どうなんで しょうね、私先ほどずっと言いましたが。

町 長 必要であればしますし、必要と考えなければやめることもございます。

吉識定和議員 それは、だれがお考えになるんでしょうか。

町 長 更生保護とか、係の担当者にそのことはよく相談して進めるように、私の方から申し述べます。

吉識定和議員 じゃあ、町長のお考えでお進めになったらいいと思いますが、参画と協働を前面に打ち出してまちづくりをしようということになっておるわけでございますので、余りにも、最終的な責任は町長がおとりになるのが私はいいと思うんですが、すべてイエスマンを周りに配置して、町長のお考えのみで進んでいくのはいかがなものかということも思います。

もう大体お聞きをしましたので、そこまで言われますと、もうそんなに聞く必要もございませんので、これで質問をやめたいと思いますが、婦人会は非常に先ほどのお答えからしましても、長い歴史をお持ちになっておられまして、その間、大勢の方々が数多い事業に対して汗を流されて、まちづくりのために貢献をしてこられたわけでございますので、婦人会のこれまでのご努力に対して敬意を表する次第でございますし、感謝をしたいと私は思っております。先ほどからも申しておりますように、これまでにいろいろな事業が行われまして、いろいろサービスをお受けになられた方があるわけですから、そういう方々が、お待ちになっておられる方々のサービスができるだけ途切れないように、事業を進めていただきたいと思いますので、そのことを求めて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で吉識定和君の一般質問を終わります。

次は、11番目の通告者は、広岡史郎君でありますが、議場におられませんので、広岡議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。再開は10時 45分といたします。

 \Diamond

休憩 午前10時25分 再開 午前10時45分



議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次は、12番目の通告者は高井國年君であります。

1 町長の政治姿勢について

以上、高井議員どうぞ。

高井國年議員 失礼いたします。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思い ます。

この一般質問というものは、自分のポリシーからいえば、日ごろ皆さんがご努力なさっておられる執行に対して、議員というものがチェックして、そして住民の意思、意向というものを踏まえながら提案していくと。そしてそれが、皆さん方の研さんなり、研究なりしていただいて、よりよい福崎町というか、行政執行になる足がかりだと思って、一般質問をこのたびもさせていただきますので、お答えにつきましては、何とぞよろしくお願いしたいと思います。前向きなお答えをしていただきたいと思います。

まず、議長の言葉にもありましたように、私のこのたびの一般質問は、町長の 政治姿勢ということで挙げさせていただいておりました。1カ月前ということで、 絞り込みもなかったんですけれども、途中、中塚局長さんから、これではだめや と、絞り込んで質問項目を提示しなさいというご指導を賜りまして、3項目に絞 らせていただきました。

一つは、公害防止協定について。二つ目は、巡回バスについて。三つ目は老人ホームの給食業務委託についてという三つに絞らせていただきました。その三つなんですけれども、その前に町長の政治姿勢ということで、ぎょうたましく書いておりますので、ちょっとだけ、先に町長さんにお聞きをさせていただきたいと、三つ質問がございます。

まず、一つは、常任委員会の委員長は代表権を持っております。議会の代表権は議長さんであります。議決に対する権限は議員が持ってると私は思っておりますけれども、町長、長いこと議員をされ、また町長も4期目なさっておられますので、その辺の方、また後輩に指導していただきたいと思います。考え方ですね。それから、二つ目は、町長も免許を持って、車に乗っておられますので、車の買いかえということがあると思いますけれど、町長が車の買い換えされるのは、どういう節目をもって換えられるかということなんですね。最近の車はスタイリングもいいんで、スタイリングで切り換えられるのか、年式で切り換えられるのか、車の機器によって不都合が生じたから、換えられるのか、いろんな理由があると思いますけれども、前回の車から今回の車に換えられたときの、基本的な考え方というのを二つ目に。

三つ目は、絶対にあり得ないことですけれども、あっては困ることなんですけども、これはたとえの話ですけれども、もし入札の件で、落札業者が虚偽の申請をして落札して、執行しておった場合に、町長としては、それ知った時点でどういう判断をなさるかということなんですけどもね、これはあってはいけないことなんで、例えばの話ですけれども、この三つ、まずお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

長 議会の権限は全体的には議長が責任を負われ、委員会においては委員長が責任 を持たれ、そして個々の議員が責任を持って、それぞれの議会議員に決められた、 それぞれの法律やとか、いろんなものがありますから、それをしっかり守って、 行動されるということではないかと、このように私は思います。

私の車の買い換えの場合なんですけれども、私はできるだけ長く乗るということでありますから、もう車の寿命がつき始めたときには買い換えるということであります。買い換えるときには、今の車とはそんなに性能も違わないという形で

町

あれば、そんなに車種にこだわるということはないわけであります。ただ、経済性でありますとか、これからの維持の問題とか、そういうことは考慮に入れるのかなと思います。

入札の問題ですから、仮定の問題で私が答えるということには、なかなかできないと思いますが、はっきりと間違っておるということが明らかになれば、そのときに皆集まって、どうするかということは相談して決めるだろうと思います。

高井國年議員 ありがとうございました。

それでは、一つ目の公害防止協定についてからご質問させていただきたいと思います。

まず、自分は民生に所属させていただいておりまして、公害防止協定につきましては、水、空気、土壌、汚染、汚濁、振動とか、悪臭とかを、企業様に対して、後世に残らないような形の協議をして、物事を進めていく協定だと思っておりますけれども、担当課長としては、この公害防止協定の意義というものをどういうふうに理解されてるか、お答え願いたいと思います。

- 住民生活課長 公害防止協定の序文に、福崎町における公害を防止し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るため、環境基本法の趣旨に基づき、相協力して公害防止対策を推進するものとするということで、ただいま議員さんおっしゃいました、後世によりよい環境を維持する責務があるため、公害防止協定を締結いたしております。
- 高井國年議員 ありがとうございます。そのような形ですけれども、福崎町の公害防止協定の 4条の2、この項目、ちょっと読んでいただいて、どのように理解なさっておら れるかということを、もう一度確認させていただきたいと思います。
- 住民生活課長 4条の2項には、乙は工場の施設等の規模を変更しようとするときは、公害防止対策に関し、事前に甲と協議するものとするということで、協議につきましては、工場からの事前に申し出をいただき、そして議会の民生常任委員会、産業建設常任委員会に協議をお願いするということでやっております。
- 高井國年議員 そのような中で、ほかの条項につきましては、大体は結論を出した対処の仕方を明記してあるんですけど、この条項だけは、ただ対処の仕方をしてない、ただ協議するだけでした。年に1回とは申しませんけれども、今回など、1月の末の民生常任委員会では、1件、事前の件が出ておりました。この業者につきましては、1年の間に2回も事前着工しとるというような状態でございます。その分に対しまして、顛末書が出ておりましたけれども、その状態に対して、担当課長としては、どのようなお考えでおられるのか、お聞きしたいと思います。
- 住民生活課長 確かに、民生常任委員会で議論が出ております。その企業につきましては、私 どもの担当課としましては、年度当初には事前着工をしないように、事前に何で も協議をしていただくということで、各企業、締結企業にはそういった啓発の文 書を送っております。そして、2度ということなんですけれども、それについて は、会社の方にも厳しく、今後ないような形での報告をいただいておる、そのよ うな状況でございます。
- 高井國年議員 前回は、そのような形のものでございました。そのような報告もいただきました。そのような中で、協議書の中の6条の2、報告及び調査という項目の中に、 公害対策審議会という組織がございますね。この組織に対して、このような事前 着工という項目に対して、報告等なさったかどうか、また報告をなさっておられ れば、その審議会がどのような回答をなさったかということをお聞きしたいと思 います。
- 住民生活課長 公害対策審議会につきましては、条例がございまして、審議会は委員10名で

組織するということで、構成メンバーにつきましては、学識経験者、企業の経営者の代表、住民代表、地方公共団体の職員という形で、組織をいたしております。この審議会につきましては、年1回もしくは2回、環境調査に関する報告という形で、1年間の環境の検査結果についてご報告、そしてまた企業についても視察を行ったりということで、やっていってます。企業についてのそういった問題等につきましても、報告については、このたびも報告をしたというような形でやってきております。

- 高井國年議員 形ではわかりますけど、報告をした、報告をした結果、審議会としてのご意見 はどうだったかということをお尋ねしとるわけでございまして。簡単でよろしい ですから。
- 住民生活課長 この審議会につきましては、一応報告ということで、事務局に対しては対策を 講じるようにという形での指導はいただいたということでございます。
- 高井國年議員 その後の対策というのはお考えになっておられるかどうかでございますけれども。まあまあ、それはさておいて、ほかの組織ですから、ほかの組織の提案ですから、また回答については、またその組織に回答しといていただきたいと思いますが。私が1月の末の民生常任委員会で非常に残念に思いましたことは、あの折に、1件の協議と、1件の報告が出ておりました。まず、報告からいきましたら、東部の方での油の流出ということで、これは報告でしたので、関係職員方、また関係役職員の方のご努力によって対処したから、その報告やったと思いますけれども、それを現場視察に行くか行かないかということで、私はもう各関係者がご努力なさって、結果を出した報告だということで、別に現場へ行く必要はないということ。

それで、もう一つ、協議の中に入っておりました、この1年に2回、事前着工した業者についても、顛末書も出ており、この協定書の中で、それほどの対応、対処した文言もないので、別に行く必要もない、ましてやラインは流れておるというような中で何を見に行くのかということで、思っておったわけですけれども、それも私は現場視察はよろしいでしょうということで言葉出したときに、町長のお言葉は、私が行くと言いましたから、言ってもらわなければ困る、私一人でも行きますというふうなお言葉出されたと思うんですけれども、そうでしたね、町長。

- 町 長 そのとおりであったかどうかはわかりませんけれども、私も見に行きたいとい う気持ちは言ったと思います。
- 高井國年議員 私は、非常に残念と思いましたことは、事務の最高責任者である町長が、私も見に行きたいというようなお気持ちで帰ってこられたときに、その行為自体の話題ではなく、廊下がきれいやったな、鏡のようやった、ごみ一つ落ちてなかった、ただそれだけのお言葉で、この協議も賛成となりましたけれども、私は非常に残念に思ったのは、私はこういう対処を指示して、こうなっておりますけど、今、ラインは流れておりますけど、見に行ってくださいというよう形のものを明示してほしいかったわけです。反対に、1月の末から、今、きょうは3月25日ですから、1カ月と25日間、まあ2月は28日までですけども、その間に、この2条に対する、事前着工に対して、事務の最高責任者である町長は、どのような指示を与えて、事務をつかさどるよう求められたか、お聞きしたいと思います。
- 町 長 当然、顛末書等を求めて、二度とこういうことは起こらないようにしてほしい ということでありまして、相手側もそういうことをなくするために、各工場でや っていたのを本社の総務部か総務課で集中して取り組むように、改善をするとい うような報告を受けました。

- 高井國年議員 通り一遍の返事でございまして、正直な話申し上げて、1年に2回も事前着工をして、顛末書を2回も出すというような企業に対して、ただ顛末が出たから、それでもう対応は終わりだということでは具合が悪い。ただ、それだけで、また3度目やっても、顛末書で済むんであればという考え方になりますので、その辺の方、4条の2に対して、ほかの条項みたいに、対処・対応を考えて、また文言を含んだ条項として、お考えいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。
- 町 長 公害防止協定の精神にのっとり、厳正に対応していくように今後とも努力をしてまいりたい、このように考えております。
- 高井國年議員 厳正にということでございますけれども、私がお聞きしとるのは、4条の2項に対して、通り一遍の文言で、それ以後の結論的なものは出ていない。ほかの条項を読んでいただいたら、ご理解いただけると思うんですけれども、停止や、立ち入りや、大体の条項がそういう文言で締めくくられております。この条項だけは、ただ、協議するということだけです。だから、私は気にしとるんですけれども、事務をつかさどるものがちょっと入れかわったから、こうだったんだということでありますけれども、これは大きな課題やと思っております。

今も、課長さんが申されましたように、これからの福崎町に対する、大きな一つの問題でございますので、でき得ればというよりも、早急にこの条項に対しても考えをお含み入れていただきたい、慎重になるのは当たり前のことですけれども、この条項は、途中でとまっとるような気がします。ただし書きでもいいですから、そういう文言をして、もうちょっと企業様に対して、大変失礼ではございますけれども、自覚認識を持っていただくような形のものをつけていただきたいと思いますけれども、町長、もう一度お願いいたします。

- 町 長 そういうことを入れる必要があるかどうかもひっくるめて検討の課題とさせて いただきたいと思います。
- 高井國年議員 問答しとってもしゃあないんですけれども、2回でも、3回でも出しても、ま
 あ出したらよろしい、それだけで済む問題かどうか、このたびはもう出ておる、
 ラインは流れておったということですよ。まだとまっておれば、それなりに、いいですけども。事前着工をして、機械を入れて、ラインを流して、私らが現場へ行ったときは、もうラインは流れておりました。それを見て、ただ廊下が鏡のようにきれかった、ごみ一つ落ちてないだけの言葉で、今度また3回目しても、もう1回顛末書出してください、これで終わりやったら、そんな、破るような前提とした規約は要らないのであります。実際、その文言一つ入れれば、事済むことなのに、ましてや、それはあくまでも企業様に対してペナルティーではなくて、
 再認識していただく一つの文言を入れてください、ただそうお願いしとるだけのことですよ。それを慎重にするとか、せんとかの話じゃないでしょう。

あの公害防止協定の条例を見て、ペナルティーあるやつは、大体処理、処分、対応というのが結びになっとる、これ2回目の言葉になりますけど、あの条項だけはないんですわ。だから、その辺も踏まえて、そしたらば、最初申し上げたように、研さん、研究していただける、また僕は、これ6月にも申し上げますので、あとまた、4、5、6、3 カ月ございますので、またそれは聞かせていただくことにさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

副 町 長 この事柄につきましては、町長より指示事項をいただいております。そういう 関係も含めまして、当初、町長は団地協議会を踏まえた上で、各企業全部回りた いと、このような考え方で、この公害防止協定を遵守していただくような方向で 企業回りをしたいということでありましたが、物理的に、時間的にもそういうことは無理ではないかということもありまして、団地協議会が開催される、この4

月の総会において、町長が出向きまして、公害防止協定を遵守するというような 形で申し入れをしていただくことといたしております。

なお、この企業につきましては、もう議員のおっしゃるとおりでありまして、これら等について、社長以下、気の緩んでおるところがあるといったようなところを含めて、社長からもそういうように言葉をいただいておりますし、こちら側からは遵守しなければ、企業名も公表の一つの視野に入れるということも考えていただきたいということで、相手側からもその承諾はいただいておるところであります。いずれにいたしましても、今、質問されております議員さんのおっしゃるとおりでありまして、これら等、公害防止協定、一つの紳士協定とはいえ、やはり遵守するという方向で福崎町の環境を守る観点からも、企業側等にお願いをしていくという事柄でありまして、また企業側からは、協力というような形、また遵守、それら等を守るという言葉もいただいて、それぞれにおける部分で協定を結んでおるわけでありますから、それら等の形の上で、かたく守っていきたいと思っております。

高井國年議員 よろしくお願いしたいと思います。将来のために、私も、何もこういう嫌なことは言いたくないんですけれども、まあこれも将来の子のためにということでお 許しいただきたいと思います。

> 余計なことを言いましたけれども、次に巡回バスということでお世話になりた いと思うんですけれども、巡回バスについては、11年目を迎えましたけれども、 これは10年以前からの話ですので、11年目の話題になると思います。今回が 12年目という形になりますけれども。その中で、私もこの巡回バスにつきまし ては、住民の方々からいろいろなお言葉をいただきました。特に利用なさる方に つきましては、交通弱者、お年寄り云々の話やけれども、バス停が遠いではない かと、これでは値打ちがない。いわばバス停が村の外にあるから、こんなん値打 ちないやないかいというお言葉も。それですとか、時刻が、いったらもう長い時 間かかるから、乗っていってもなという反対のお言葉もいただきますし、反対に、 よかった、よかったいうお言葉も聞きます。また、地域の方におかれましては、 何や、空気運んどるバスかいというような言葉もいただきますし、失礼ですけれ ども、町長の宣伝カーかいとかいうお言葉も聞きます。いやいや、そうではない と、やはり一人はみんなのために、みんなは一人のためにと思って、行政の方、 町長が提案されて、走らされとるバスですから、たとえ1,200万円、たかが 1,200万円、されど1,200万円ですから、そういうお答え言われるのもわ かりますし、また助かった人間に対しては、非常に価値あるもんやと思っとりま すけれども、という回答したら、議員何考えとんのや、もうちょっとしっかりせ んかいというようなお言葉もよく賜るときもありました。私もそういうお言葉を いただいて、前々から出ておりますデマンド、予約方式のバスや、シルバーに委 託してはどうかとか、小型化して、村の中まで入れるような状況をつくっていた だいてはどうかとか、幹事会や運行委員会に対して、もうちょっと活性化してほ しいというような形で、よくお願いも申し上げました。このたびも、そのような 形で、ぜひとも10年一区切り、話は11年、12年になりますけれども、バス 運行に対しては10年ぐらいになっておりますので、このたび11年目を迎える わけですけれども、10年を節目に何とかと思っておりましたらば、町長の所信 表明において、地域公共交通会議を立ち上げるんだというような表明がありまし たし、また予算の場でも、担当課長からは、その説明もございました。ちょっと 耳を疑うような話もありましたので、もう一度、担当課長におかれましては、こ の組織に対するご説明、お願いしたいと思います。

健康福祉課長 22年度、予定をしておりますのは、公共交通再編成方針というものの委託料を380万円計上いたしております。それによりまして、福崎町の交通を取り巻く現状の整理、またアンケートによりまして、町民の意向も取り入れながら、コミュニティバス、またはデマンド方式等、運行方法の検討をしてまいります。

地域公共交通会議というものを立ち上げるわけでございますけども、この会議は地域におきます需要に対して、住民の生活に必要なバス等の確保、その他旅客の利便の増進を図りまして、地域の実情に即したサービスの実現に必要となる事項を協議することを目的としている会議でございます。

22年度におきましては、方向性を検討いたしまして、23年度になりますけども、実証運行を行いまして、24年度からの本格実施というような計画をしております。

高井國年議員 聞いたことは間違いなかったと思うんですけど、2年後には、この会議によって新しい交通機関が走り出すであろうということですね。

現在のバスの運行、計画から、計画というよりもこの案が入って、その当時、 2月の末の臨時議会だったと思うんですけれども、提案があって、3月の定例で、 可決になって、6月か7月から走らせたんですね。ということになれば、3、4、 5、6やったと思うんです、4カ月で走らせてますわ、このバス。その前には、 準備期間というものはあったと思います、初めてでしたから。4カ月で走らせと んですわ、このたびの運行するバスはですよ。そやのに、次走らすのは、なぜ2 年もかけるのか。なぜ、380万円もかけてせなあかんのかいうことが疑問やっ たんですね、説明のとき。と申し上げるのは、きのうも宮内議員が言われました ように、これ、年間1万5,000人ほど利用されてますよということです。町 長がこのとき、最初のバス計画したときに、日に40人、これ365日掛けたら 1万4,600人、ああ1万5,000人、到達しとるなという気はします。しか しながら、バスの利用するのは、片道だけじゃないですよね。大体が往復なさい ますので、半分の7,300人ですわ。その7,300人を365日で割ったら日 に20人いう計算になるんですわ、40人ではありません。40人以上ではない ということと、それから20人とは言い切りません、その日によって増減します から。そのような状況の中で、きのう、平均1日180キロ、大体走っておりま すということでした。そしたら、1日180キロ、平均ですので、365日掛け たら、きのう計算したら6万5,700キロ、1年間に走るわけです。10年で 65万7,000キロ、まあ365日はバス走ってないんで、300日の計算し たら、1年間に180キロの300日で5万4,000キロ、これで10年間で 54万キロいう計算になります。それで、単純な、300日の180キロの5万 4,000キロ掛ける2年ということは、10万8,000キロ、現在、今、バス の走行距離、把握しておられますか、担当課長。

健康福祉課長 走行距離は、68万3,499キロでございます。

高井國年議員 今言うた数字よりも、はるかにまだ上です。今申し上げた、365日掛ける180キロで6万5,700キロの1年間が10年で65万7,000キロ走る、それよりも上な数字になっとるんです。これに2年、単純な300日の計算して10万キロ足しても、もう80万キロ近く走るバスですわ。

それじゃあ、今、最初の二つ目の質問に対して、寿命というのを言われましたですね、普通の営業トラック、緑ナンバーでも、四、五十万キロが大体の償却ですわ。それを大切な命、きのうも教育長おっしゃいましたですね、人の命は地球より重い、これは1人に対して言われた、そのバス、20人乗せとったときのことを考えたら、銀河系よりも重くなってしまいますよ。もっとですわ。普通、町

長、80万キロの車を大事な家族、例えば、サルビア号の下に、現在の走行距離と挙げたときに、家族はそんなもん乗せませんよ。なぜ、2年もかけて、まだ10万キロ以上走らせて、交通弱者を、不具な思いさす確率が、発生する確率が高いということですよ。なぜ2年もかけるの、こんなもん半年でも、3カ月でも、一日でも早くこのバスを、そうでしょう。町長、自分の車が、今の数字でいうたら、67万キロか何かおっしゃいましたけども、せいぜい乗っても20万キロ、自家用自動車でも20万キロ、20万キロ以上乗れるいうたら、ベンツか、それぐらいですわ。しっかりした、アウトバーン走るために、それなりの設備してありますから、普通の国産であったら、20万キロ乗っとったら、すげえなという感じする。それが、67万キロ、それでまだ2年乗るということは、80万キロ近うなるわけです。繰り返しになりますけど、こんな危険なバスを、まだ730日走らすおつもりかどうか、お尋ねしたいと思います。

町 長 十分車検でありますとか、そういったもので安全基準を満たしつつ、できるだけ使っていくというんでしょうか、そういう形で、安全対策については十分配慮しつつ、活用させていただくということになろうと思います。

高井國年議員 最初に質問申し上げたときに、町長は車は寿命で判断する、寿命とは何を基準 にして寿命と判断なさった言葉なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

町 長 寿命といいますのは、その車の持つ命という感じで、それが十分活用できるなら、そのようにして使うということであります。そういう諸般の事情で、いろんなことが考えられるのなら、それはそれで安全を全然満たさないというので、それを使うという意味ではありません。

高井國年議員 言葉のとおりですのでね、2年前にも、僕はあんまり一般質問はしないんですけれども、2年前にもそういうふうないろんなやりとりした中で、お言葉のお遊びをさせていたわけですけれども、このたびはそうはいきません。

小さくてもきらりと光る福崎町、文化、何かがただよう福崎町とか、いろんな項目の中で、このような危険なバスを、まだ700日近く走らす。はっきり申し上げて、議会議員も何しとったか、大事な家族を、わかっとる数字、こんなもの危険性きわまりない車を走らせておるのに、どない考えとったんや。普通の方はそうおっしゃると思いますし、70万キロも80万キロも走った乗合バスを走らすというのが、考えられない状態です。お願いさせていただきたいのは、人の命というのは、一人でも地球より思いという表現もあるように、危険度を少なくして、福祉向上のために、この巡回バスをご利用いただくような手だて、政策、いわばこの2年間という長い間をかけずして、もっと短く、ご利用いただく、まあいえば地球にやさしいエコカー、経済効果のある車を一日でも早く導入して、福祉増進に寄与していただきたいと思います。もう一度、2年と言わず、できるだけ早く対応していただけるかどうか、ご努力いただけるかどうか、研鑽、研究していただけるかどうか、方よっと町長としてお言葉賜りたいと思います。

町 長 福祉増進ということは大切な課題でありますから、そういうことに照らして、 いろいろと考えていく必要があろうと思います。

高井國年議員 通り一遍の答えで、ありがとうございます。また、この分につきましても、経 過・経緯、6月にはお聞きさせていただきます。一日一日が大切な命を運んでお りますから、そのプロセスというものは、日々のプロセス、この事業に対する過 程というものは、お尋ねしたいと思いますので、またよろしくお願いしたいと思 います。

次に、老人ホームの給食業務委託についてということでお尋ねしたいんですけれども、現在、委託しとる業者が、老人ホームの給食サービスに対しての現状は

どのようなものになっておるのか。まあいわば、後で聞きますけれども、20年12月の一般会計補正で5,400万円お上げになられたときの、その福祉資料の1ページ、2ページを見た場合に、条件は書いてありましたけれども、積算根拠がなかったということも踏まえて、まず最初に、現時点で、委託を受けてる業者がどのような状況で、老人ホーム入居者及び職員に対する食事提供をしているのか、どれだけ把握しているのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 老人ホームの給食につきましては、昨年の21年4月から契約をしております。 新たな業者ということで、入札により契約をしております。内容につきましては、 午前6時から午後7時までの、朝、昼、晩の3食とおやつを提供していただいて おります。

給食の業務につきましては、20年12月に債務負担5,400万円を議決していただいております。その中でも業務委託について仕様書等を出しております。この5,400万円ということになりますと、これ人件費が主なものになってまいりまして、人件費に対しての社会保険料、また衛生費、また事故等の補償の保険というようなものが主な積算根拠となっております。

高井國年議員 聞きたいのは、具体的な積算根拠ですわ。まあ言えば、3年間で5,400万円、後で、よう見とったら、消費税を含んでということでございますけれども、1年に1,800万円ですよね。その積算根拠ですわ。と申しますのは、僕も注意深く見てない、もう皆さん方を信用して、そしてご信頼申し上げて、大体出てくる書類はもう下向いて、はいと賛成しとったんですけども、大体の入札の方式を見ますと、建築の方ですよ、まず落札金額があって、横に落札したら消費税の金額を書いて、それで落札金額、消費税含むとなっとるんですね。去年の1月27日でしたか、入札をしたときの、内税になっとるんですわ。こういうことはあり得るとは思いますけれども、こういうのに限って、なぜ内税なのかというのが理解できないんですわ。

僕の言うてる意味わかりにくいですか。普通でしたらば、落札金額プラス消費税で、金額が上がってきます。去年の入札の結果を見れば、落札金額の中に消費税が入っとるわけです。そしたらば、5,400万円の中にも消費税を入れた積算があったかどうか、3分の1でしたら1,800万円、中にも消費税は入ってるかどうかということですね。これも、訳がわからん。例えば、去年の1月27日の入札はどういう方式でなさったのかお聞きしたいと思います。

その前に、2年前の6月に、私が質問したときに、この業者、ちょっとおかしいん違うか言うたときに、前の会社の職員が役員となって立ち上げて、25日設立の、25日指名願を出しとるいうことはおかしいかなとは思いながらも、前任者は、25日設立の25日指名願を出しとる。ちょっと前に確認しましたら、25日設立の28日になっておりましたですね。こういうことからして、内部の調整ができていないということが、非常に残念であります。

一つ、お尋ねしたいのは、この入札はどのような形でなさいましたか。業者選 定をどのようになさいましたか。

健康福祉課長 入札につきましては、指名競争入札といたしました。審査会におきまして、7 社を選考いたしまして、7社による指名競争入札としております。

高井國年議員 これもおかしな話で、7社、1回目は7社、2回目は3社ということですね。 1回目は何日で2回目は何日、同日ですか、どのような形になってますか。

会計管理者 入札結果の公表という形でしております。同日にしておりまして、同日、7社 のうち、3社が応札で、4社につきましては、辞退。2回目の入札につきまして は、1社が応札で、あとの2社は辞退という結果で公表をしております。 高井國年議員 それは見てわかっとるんですわ。いわば、私もそれ資料をきのう一生懸命見ました。7社ありました、4社辞退、最高金額は5,556万6,000円、これが一番高値ですわ。今、しとる業者が4,998万6,000円、町内の業者が4,914万円、これが1回目の3社の金額ですわ。

2回目、その前に、予定価格が4,913万5,000円。

2回目、3社のうち、2社が辞退で、落とした金額は4,913万円。この状況を見て、どう思うか。ただ、入札の結果がこうなったからこうですと言えるのかということですね。

非常に、一般で見ると、クエスチョンですわ。1回目に4,914万円がでとるんです。落としたのは2回目で1万円、それも2社が辞退して、14万出してる、最後の末の数字ですけれども、出しとるのが辞退しとるんです。こんな状態があり得るかということなんです。

もう一つ、その前年の老人ホームの委託料1,380万円、このたびは、1,6 37万8,333円、3分の1で割ったら。ということは、1,637万8,33 3円ですから、1,640万円として、前年度対比260万円の差額をプラスし た入札結果になっとるわけですわ。3年で780万円、今のご時世、この12月 も職員の給料、それから議員とか、奉職しとるもんは、まあまあ皆さんのお世話 になってなっとるもんですから、それはよろしいとして、職員は生活の糧を求め て仕事場に来て、一生懸命して、給料下げられる、そんな状態の中で、委託した 業者に対しては、年間260万円もプラスしたやり方でしとるわけですわ。どな い思うてです。私もこんなん見て情けないですわ。自分たちがお世話になっとる 職員、公務員というのは、全体の奉仕者という考えの中に、人勧であれ、何であ れ、世情がどうであれ、仕事のためには、ゼロからプラスへ持っていかなあかん のに、マイナスになってしとんのに、委託業者に対しては、これほど大きな数字 のプラスで、今言われたように、人件費が主。いわば、3項目が主でしたわ。人 件費、福利厚生費、それからお忘れになっとられるのは、給食費も含んだ、これ 入札の要件でした。あとは、いすがどっち持つとか、いろんな条件もありました けど、主はそれです。それ、いうことは、前年度対比から260万円もプラスす るということは、月にしたら20万円ほどアップしとるということは、5人でし たら、何ぼアップになるか。母屋の職員の骨や身削っとって、外に委託して安う するんや言いながら、何でこんな大きな金額をそのまま通したのか。そのような ことを考えられたことありますか。

去年の1月27日の入札の状態、私は、もう忘れられませんわ。ちょうど、去年は家庭の事情で、ちょっとお休みしておりましたけれども、あの近辺はずっと休んだり、出たりした状態ですけれども、こんな状態であれば、私は反対しております。はっきり申し上げて。何ぼ入札がこんなんであったとしても、今のご時世からいうて、委託の職員の給料はどんと上げるが、自分とこの職員は下げてでも、仕事せんかい、そんな状態では私も職員に対して余り大きなことは言えない、議員がこの書類調べてくださいいうのもできへん、気遣いますわ。皆さんもそう思いませんか。一番大切なのは、職員の中で、今から子育てをして、お金が要る職員に対しても、平均的にどんと落としとるわけですわ。そういうのも考えていただきたい。国の制度、地方公務員制度もあるやろうけれども、そういうのも踏まえた考え方を持っていただきたいということです。

極端にいえば、福祉バスで1,200万円も出しとる、これに対しても、でき 得れば、もっと経済効果、それから何かの方策でもっと落としながらでもしても らいたいと同時に、このバスなどは、前にも質問しましたけれども、バスの子会 社に対しての払いと、それから添乗員に対しての払いというのがあって 1,200万円近うなっておりますけど、保育所バスは実質添乗員には親の金を集めて渡しとるというような状態ですね。そういう、お子さんがおいでになる家庭においては、こんなこと言うたら失礼ですけど、ちょっとでもあれば、それだけ違うものに使われるのに、バス代が要るということですね。そんなんも踏まえて、もちょっと考え直していただきたいし、今回の予算にしても、そういうものはぽんと下げれるけども、委託しとる業者の数字というのは、余りいろとられないというのが現実やと思いますわ。対比していただいても。私も最初しよったけども、こんなんあほらしいてできへんと思いまして、予算委員会に入らせていただいとって、宮内委員長には失礼ですけれども、文書も出さずして、日が過ぎておりますけれども、大変失礼なことをしておりますけども、そういうのを踏まえて、ただ、結果を、批判をするわけではないんですけれども、今、そういうのも踏まえて、今後考えていただきたいということをお願いさせていただきたいんですが。含んで、よろしくお願いしたいと思うんですけども、町長、今、口調がきつくなりましたけれども、どうお思いになられますか。

町 長 ご指摘の問題は、真摯に受けとめて、今後の行政執行に生かしていく必要があ ろうと思います。

私は、入札の関係でありますとか、そういった事柄については、厳正に対処してきたつもりでございます。しかし、そういった中でも、今、高井議員が言われるような疑点があるというふうに受けとめられているとするなら、そういった面もひっくるめて、より厳正な態度で臨んでいかなければいけないと自覚をしております。

高井國年議員 ありがとうございました。2年前の6月の質問とも、同じような町長の回答でした。また、議事録見てもうたらわかりますけども、同じような回答でした。信念は変わらないという解釈のもとに、承っておきます。

どちらにしても、私どもも勉強不足で、まだまだ住民の方の代弁者となり得る人間ではないですけれども、いろんなお話を聞く中で、できる限り、今執行されている行政において、言葉出させていただいて、一つの足がかり、いわば研修・研鑽の足がかりとなるように、頑張りたいと思っておりますので、またこの分につきましても、幸いなことに、今年度から政務調査費が出ておりますので、それも踏まえて、2年前の6月につきましては、時間もわからずに、すごく超過させていただきましたけれども、あと残り7分ということで、僕は7という数字が好きでございますので、一応、7という数字を残して、一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長以上で高井國年君の一般質問を終わります。

次は、13番目の通告者は、冨田昭市君であります。

- 1 平成22年度予算編成について
- 2 安全・環境整備について
- 3 乳幼児医療費の助成拡大について

以上、冨田議員どうぞ。

冨田昭市議員 議席ナンバー13番、冨田でございます。事前に提出しております通告に従 いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、今、議長の方からご紹介のありました3項目のテーマについて、ご質問をしていきたいと思っております。

1点目は、平成22年度の予算編成について、2点目は、安心・安全の環境整備について、3点目は、乳幼児の医療費の助成拡大についてであります。

既に11名の議員がここにお立ちになりまして、いろんな角度からいろんな質問がありまして、ダブる面もあろうかと思いますが、質問をかえましてしていきますので、誠意あるご答弁の方をよろしくお願いをしたいと思います。

では、1点目の質問であります平成22年度の予算編成についてであります。 このたびは、予算の委員として、3日間集中的に審査をしまして、委員長報告の とおりであり、既に可決をさせていただきまして、執行されるわけでございます。

しかし、現在の社会情勢から判断しまして、景気は依然として不透明な状況でありまして、昨年に引き続きまして、有効求人倍率が過去最低水準となっている雇用情勢や、消費の低迷などで個人税あるいは法人税が落ち込みまして、国が莫大な借金をつくりまして、地方にばらまき、地方交付税や国庫支出金の大幅な増額となっているわけでございます。

また、臨時財政対策費、すなわち地方の借金も昨年を上回る金額で予算を組んでおりまして、この財源の不足を補てんいたしまして、22年度の当初予算は68億1,700万円で、前年度と比較いたしまして、1億7,400万円、率にいたしまして2.6%増えているわけでございますが、自主財源では約2億2,600万円、21年度と比較いたしましてマイナスになっていまして、決して喜ばしいことではないと思っております。それは、福崎工業団地等では、この不景気を乗り越えるために、臨時、あるいは既設従業員の解雇をし、企業の生き残りをかけて、歯を食いしばり、頑張っている状態でございます。

一方、職を失った若者等は、途方に暮れまして、生活も依然厳しい状況である わけでございます。

このように、町税の税収減の陰には、いろいろな問題が隠れているわけでありますが、行政といたしまして、このような状況をどのように考え、そして今後の景気対策等も、視野に入れたご答弁をお願いいたします。

副町

長 どなたの内閣のときとは申し上げませんが、財政金融が行き過ぎた市場原理主義によりまして、規制緩和、いわゆる競争政策が行われ、供給過剰等によりまして、質の低下を招いたり、中には労働者派遣法制定によりまして、正職員の数を減らし、非正規雇用の職員が働き手の3分の1を占めるなど、規律を失うことがありました。市場原理には、財政規律でありますとか、市場規律、社会規律と、一定の制限は当然として必要であろうと思います。

3月23日の神戸新聞に、内橋克人氏の「希望なき社会でいいか」という題で若者の就職の状況等が掲載されました。これは多分、質問議員も読まれたと思うわけでありますが、その中で、一昔前まで働く者の首切りは社会的存在としての企業にとって、最後の最後の選択であるべきだとされておりました。同じ職場で苦楽をともにした仲間を追い出すことは、企業経営者にとって最大の恥だったのであり、その上に、雇用関連の市場は景気の変動に一歩おくれて変化する遅効性市場とされてきました。

それが、今では景気に少しでも異変の兆しが見えますと、何のためらいもなく、即座に雇用調整に手をつける、そのような経営者が称賛されるといったような事柄に変わってまいりました。雇用関連市場は遅効性から即時市場へ、先行市場へと変わってきたわけであります。自社の利益、業績、株価だけを市場の尺度とする企業構造は、国際競争力強化、効率経営など、数々の大意をにしきの御旗にしながら闊歩している状態であります。日本型の多国籍企業は、海外法人に20兆円近い利益を滞留させ、日本国内に還流させないような方向をとっております。国内企業のフリーキャッシュフロー、年率換算にいたしますと、総計26兆円であるそうであります。また、売り上げから人件費、各種投資を差し引いた資産の

余剰金残高は200兆円にも達していると報道されているところであります。

これで企業がみずから招いた96年以降の最低を記録するほどの新就職氷河期を征討できるであろうかというような掲載内容でありました。

当然、これらの200兆円も内部留保資金があるという事柄につきましては、 世論のそれぞれの批判もありまして、ことしの春闘を見据えた展開では、先ほど 申し上げました企業側の内部資金を含めた段階で表に出てまいりましたので、そ れら等、労働者側の要求が満額に近いような回答例も見ているところであります。

これら等、経済市場等を含める中に考えますには、当然、経済活動は生産を一つの糧として利益を生み、それらが働き手である者に再配分されるものであるわけでありますが、これらが、働き手にその分野の報酬が与えられませんと、これら等、買い手市場の市場原理に働かないという事柄につながってまいります。

それらが一定のデフレのスパイラルに陥るといったような形が見出されたわけでありますが、アメリカにおきます分野につきましても、リーマンブラザーズがまた新たに立ち上げをするといったような事柄の調整も図られておるようであります。これら等、企業側が働き手に与える分野を、その社会的責任を果たしていただければ、議員を含めた形の中での今後の景気対策が整えられるのではないかと思っております。

- 国田昭市議員 すなわち、町全体としての自主財源の確保に努めることが、すなわち望ましいんではないかなという感じがするわけなんですね。すなわち、今年度におきましても、先ほど申し上げましたような、あのような数字が出ております。今年度は、金額にしまして、38億9,328万2,000円と、そういう自主財源なんですね。これ間違いないと思いますけども。そして、前年度は41億1,953万円という形の自主財源でありました。行政といたしまして、この自主財源の確保にどのように努力したのかということを、私はお聞きしたかったんです。今年度におきましては、どのような形で、この景気、これは今始まったわけではございませんが、このように中期的な予算を組んでいくためには、ある程度のそのような計画を持たなければ、非常に厳しい状態ではないかなという感じがしますが、この22年度の予算に当たりまして、どのような努力をしたのか、その辺をお聞きしたいと思います。
- 副 町 長 質問議員は、自主財源の確保というような形、これらの観点も非常に大事であ ろうかと思います。しかしながら、国における施策の中におきます分野について は、それら等、一方では自主財源が減りますと、一方では依存財源であります地 方交付税等で措置をされると、こういうことにもなっておりまして、それらは連 動するものだと思っております。しかしながら、今、質問議員の中にもありまし たように、一方では、地方交付税を地方財源の確保に充てていこうと、また臨時 財政対策債等で、地方財政計画で一定のシェアを伸ばしていこうと、これらが最 終的には景気対策につながるといったような形の中で、地方の財政計画におきま す分野で、一般財源を確保しようというところであります。町そのものが、新た な財源を求めるといったような形の中におきます分野につきましては、例えば、 使用料でありますとか、手数料でありますとか、こういったような分野を上げて いくといったような形には、なかなか今の時代とりにくいと。一方では、使用料 でありますとか、そういったようなものにつきましては、税を上げるのと同じよ うな観点になってこようかと思います。そういう時代では今はないということも ありまして、反対に、議員さんからも求められましたように、それぞれ工業団地 におきます分野の企業誘致でありますとか、そういったようなものにつきまして は、これはもう努力を惜しむものではございません。

国田昭市議員 私も依然にお話しをしたわけなんですけども、江戸幕府の10割自治ということを話したことがありますけども、昔は各藩、要するに今の地方におきましては、それぞれが財源を確保しながら、そういう経営を営んできたというわけで、当時の幕府は一文のお金も地方には出さなかったということがありまして、非常に厳しい中、それぞれの達人は頑張って乗り越えてきたということが歴史上残っているわけなんですね。しかしながら、現時点におきましては、税制が違いますので、国と地方とが一体であるということで、国がこければ地方もこけるという体制で、取り組んでいます。そういう中で、国から与えられた、その財源をどのように使っていくかというところに、その地方の手腕というのが出てくるのではないかなという感じがするわけでございます。

そして、改めて町内の各企業の減産、あるいは個人消費の減少等を考えますと、 改めて景気、雇用情勢の深刻さを感じるわけでございます。

先ほども話が出ましたけども、元小泉総理が進めました三位一体の改革から、数年がたちまして、現在の内閣では、地域主権の改革というふうに叫ばれまして、地方が自由に使える財源を増やし、そして地方公共団体、あるいは住民のニーズに応えられるように、そして国からの交付金が、このように過去最大の金額が入ってきて、予算組みをされたわけなんですね。そして、22年度の事業は第1の柱であります参画と協働でつくるまちづくりから、第6の柱であります活力にあふれ、伸びゆくまちづくりまでの、この六つの柱で成り立っていまして、それぞれの事業計画が福崎町の発展のためでもあり、そして環境整備であり、そこに住む住民の生活向上につながっていくものであると私も理解をしているわけでございます。住民サービスの水準を維持しながら、自立的な町政運営を続けるためには、地域の企業も共に育てていかなくては、持続的な福崎町の経済成長はないんではないかと考えますが、この辺についてはいかがでしょうか。

副 町 長 議員のおっしゃっておられますように、地方分権一括法が施行されてから、は や数年たちました。また、この3月には地方主権一括法が国会で通るといったよ うな形になってまいります。今後につきましては、福祉施策でありますとか、そ ういったような形の中で、国庫負担でありますとか、国庫補助金、これらは余り 変わらないとは思うわけでありますが、社会資本整備に関する部分については、 地方の社会資本一括交付金等がおりてくるように聞いております。これらにつき ましては、今までの道路行政でありますとか、下水道行政でありますとか、これ ら等、おりてきた交付金をみずからが、みずからで汗をかきながら、施行してい くといったような形になりまして、これらは、もう議員ご指摘のように、地方の 時代を踏まえた上で、それぞれ配分をしなければならないという形になろうかと 思います。地方特有の、そういったような交付金がおりてきた場合に、議会の議 員さん、また住民の意見を聞きながら、それら社会資本整備に当たっていかなけ ればならないと思っております。ただ、今言われますように、義務的経費であり ますとか、経常的な経費の中におきます国庫補助金でありますとか、県補助金の ひもつきの部分については、今までと余り多くは変わらないと思っております。

国田昭市議員 昨日は、国におきましては、平成22年度の予算が成立したわけなんですね。 過去最大の92兆、そして2,992億円ですか、そういう数字がきょうの新聞 に出ておりました。そして、これも税収が37兆3,960億円という金額であ りながら、その莫大な国債を発行しているわけなんですね。その金額が44兆3, 030億円と、本当に考えられないような、そういう国債を発行しながら、そし てそれを地方に出して、地方そのものも、各自治体もすべて一般財源におきまし ては、前年度を上回る、そういう予算組みをされているものと思います。 そういう中で、今後の財政運営の懸念がされるわけなんですが、これはそれぞれの地域によって、非常に今後は考えていくべき問題ではないかなという気がするわけなんですね。このたびも、緊急雇用対策といたしまして、いろんな、そういう雇用対策も載っておりました。そして、新しく事業することも載っていましたので、その辺は、十分検討された上で予算組みをされているものと理解をしているわけなんですが、まだまだ厳しい、そういう財政状況の中、私たちといたしましては、地域と共に発展していくというふうな、そういう形の検討も今後必要ではないかなと思いますので、どうか、それぞれも考えながら進めていきたいなと思います。

そして、国のことを言って申しわけないんですが、事業仕分けで、また第2弾の、そういうものも実施されるような計画をされているわけなんですが、そのように大きなことをしても、財源そのものがほとんど上がってこないという学識経験者の、そういう予測もされているわけなんですね。ですから、私は全体を通して、それぞれが地方、あるいは国が協力していきながら、国の底上げをしていくべく、そういう時期が来たんではないかなという気がするわけなんですね。そのためには、企業、あるいは地元の住民、あるいは商店等をしっかりその中に入れながら検討していくということも大事と思いますが、最後その点はどのようにお考えか、ご見解をお願いいたします。

副 長 マスコミ等で報道されておりますものにつきましては、政府税調では、法人税 町 の割合を低くして、間接税であります消費税を10%台半ばというような形で論 議されているそうであります。GDPの約2倍の国債残高がございまして、これ ら等を考えますと、将来的な不安というのは、私も同じように持っております。 また、地方の債務というんでしょうか、地方交付税におきます交付税特会の国と 地方の折半論議でありますとか、またこのたびの臨時財政対策債、これらは将来 に地方交付税で補てんをしていただくわけでありますが、これらにつきましても、 将来的には国と地方の折半というような形で、今後は地方に負担を強いるといっ たような形になってまいります。これらを踏まえた上での長期的な視野も一定は 入れなければならないというわけでありますが、一方では国の施策の中におきま す分野で、国の動向等と、それから地方の形の中で、その動向をどうするのかと いう地方財政計画、これらについては、国の責めにおきます分野で、一定の割合 の部分の配分は、必ずあるものというように思いますし、そうでなければ国が滅 んでしまうといったような形になろうかと思います。

いずれにしましても、国の動向をきちっと見きわめながら、地方特有のそういう行政の展開というものを図らなければならない。一つは、先ほど町長答弁にもありましたように、地方自治法精神にのっかった上でのサービス、福祉行政の推進といったような形はとりたいと思います。

- 国田昭市議員 国の10年度の予算の公共事業の関係を見てみますと、要するに2009年度に比べますと、18%の公共事業の削減をされております。そういう中で、我が町においても、その影響、また雇用の問題とか、各企業の問題とか出てくると思うわけなんです。これは大きな事業を見れば、そんなに関係ないというふうにも考えますけども、町は町としてのその財源確保によって、いろんな公共事業を発注しているわけなんで、今回の国の打ち出した公共事業の18%削減については、影響はどうなんでしょうか。
- 副 町 長 22年度は今までの継続性というような形の中で、その多くの影響は受けておりません。しかしながら、先ほども答弁いたしましたように、23年度からは、 地方主権一括法に基づくものの中で、社会資本整備の一括交付金というような形

に切りかえられると聞いておりまして、それらは、みずから一定の交付金の配分 方法が出てまいるとは思うわけでありますが、それらを充当する事業については、 それぞれの地方自治体における部分での主権に基づいた形で充てていかなければ ならないと。それゆえに、一つの尺度いうものが出てまいりますので、23年度 からは、その影響は受けるものと思っております。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇休憩 午後 0時00分再開 午後 1時00分◇

議 長 会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。

国田昭市議員 それでは、この項目の最後の質問であります。平成15年6月の地方自治法の 改正によりまして、指定管理者制度が創設されましたが、福崎町におきましては、 平成18年4月から導入いたしまして、公共の施設5カ所を指定管理にしたわけ でございます。いよいよ5年がたちまして、新たに管理者を、今年の8月に公募、 そして9月に申請の受け付けをし、12月に新規の契約、その後、2カ月間の準 備期間がありまして、4月には新しく指定管理者が発足するわけでございます。 そこで、本年は指定管理期間の最終年度となる施設といたしまして、これまで の指定管理期間を通じた管理運営に関する検証を行うことが義務づけられている と思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

- 健康福祉課長 今年度、22年度で5年目となります。5カ所におきましては、例年事業報告書というものは、事業の収支状況、施設の利用状況については、毎月、また毎年度いただいておりますが、23年度以降の指定管理者の指定につきましては、文珠荘では公募をするということに決定しております。残りの施設につきましても、現行の指定管理者等の管理運営の方を4年間になりますけども、よく事業実績を検証いたしまして、決定していきたいと考えております。
- 国田昭市議員 ご承知かと思いますけども、指定管理者制度そのものは、民間経営者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスが今まで以上に期待できるということと、2点目には、民間事業の手法を活用することによりまして、管理費用の縮減が期待できるというような結果になることを目的としてやっているわけなんですね。もともと、住民の健康とか、あるいは福祉のために町が設置している公共施設の管理運営を民間事業者の団体にやってもらうことによりまして、住民のさらなる向上ということで経費の削減を図るということでございます。そのために、指定管理者による管理運営の状況を把握していかなければいけないということで、実績など、適切に評価をいたしまして、その結果を今後の施設の運営に的確に反映させていけないかというのは指定管理者の意味がなくなるわけでございます。次年度の指定管理料といたしましては、今回の説明資料の中では4,500万円が計上されているわけですが、この4,500万円につきましては、この検証の結果、この金額を設定されたのか、その辺のご答弁もお願いをいたします。
- 健康福祉課長 債務負担につきましては、5年間ということで計上しております。もちろん、 今の指定管理者から出していただいております事業報告等を参考にしながら、負担行為を決定しております。
- 冨田昭市議員 福崎町がこれを実施するに当たりまして、平成17年9月26日に、これに関

する条例を施行されたわけなんですね。それによりますと、今回の指定管理の協定のところの第4条の第2項になると思いますけども、管理にかかわる業務の具体的な事項というのがありまして、そして、5条におきましては、事業報告書、これが管理業務の実施状況等を報告するように義務づけてあるわけなんですが、これは非常に大事なことであるわけなんですね。これは単に毎年毎年住民さんの血税を投入して、ただやってもらうというのでなくして、先ほど私が目的を申しましたように、それらがしっかりと向上されているのか、また生かされているのかということが、第一目的ではないかなという感じがするわけなんですね。ですから、そういう中におきまして、今後のこの取り組みについては、その辺の検証をしっかりとしていかなければいけないわけですが、今の段階では、文珠荘のみと言われていますけども、あとの4施設については、なぜそのような評価ができてないのか、その辺の説明をお願いいたします。

健康福祉課長 各指定管理者におきます施設につきましては、文珠荘に限らず、デイサービス センターが2カ所、また、もちむぎのやかた、企業会館がございますけども、毎 月事業報告なりいただいて、また年度末には決算をいただいております。その中 で、各担当課の方では、事業の収支報告等によりまして、適切な管理の助言指導 をしております。その中で検証をしております。

> 次期の、23年度以降については、総合的に検証しまして、また決定をしてい くというふうに考えております。

- 冨田昭市議員 事業報告は、当然のことであると私は思っております。しかし、この検証の流れというのがありまして、すなわち指定管理者による自己評価をまずしてもらわなければいけないというふうになるわけなんですね。個人の事業におきましては、社長あるいは経理部長さんが、しっかりとその辺は経営状態を判断した上で、それを報告されているわけでございますが、この指定管理者におきましては、そういうことをわかった上で、指定管理者に選任されているわけなんですね。ですから、まず自己判断をしてもらうための検証、指定管理者による自己評価をしてもらいまして、そしてそれを今後の運営に生かしてもらうわけなんですが、その自己評価の計画等はどうなってますか。
- 健康福祉課長 22年度におきまして、今言われましたような自己評価ももちろん指定管理者 にはしていただくという考えも持っております。
- 国田昭市議員 その自己評価の中には、その中で、運営の実績評価というのも出てこようかと思うわけなんですね。私は非常にその辺がちょっと手ぬるい感じがするような気がするんです、正直言いまして。個人と違って、公の施設、またあるいは町がそれに関与してるというふうになりまして、予算等もいただけるわけなので、本当に自分が汗を流さんでも十分にやっていけるというふうな、そういう気持ちでは指定管理者の意味がなくなるわけなんですね。本来は、もう完全に突き放して、そして自分たちで、これを実施していくんだという気持ちがあってこそ、初めて本当に汗の出るような、そういう仕事ができるんではないかなという感じもするわけでございます。

そういう中で、早い時期にそういうことをしっかりと検討していただきまして、また自己評価、あるいはこちらの方からそういう形の手続をとるような形で、次年度に生かしていくというような取り組みを私はしていただきたいと思っているわけでございます。

そして、今回の予算におきましては、文珠荘と、もう一つは企業会館が載って おりました。これは、事項別明細書の方の、たしか231ページに載っていたと 思うんですけども、その中で、企業会館の運営費というのがありまして、これが 201万2,000円で計上されておりました。そして、その中では委託料として180万円が計上されておりまして、この分と、先ほどの文珠荘が指定管理としての金額がはっきり計上されているわけなんですが、他の施設においては、その辺が不透明なところがありますけども、その辺の説明をお願いいたします。

健康福祉課長 健康福祉課では、デイサービスセンターも担当してるわけですけども、デイサービスセンターにおきましては、指定管理料というものは、今も、現在もしておりませんし、翌年度以降も指定管理者では考えてはおりません。

ただ、町が委託しております事業、社会福祉の推進の委託事業いうのがございますけども、これは指定管理者のデイサービスとはまた別のものでありまして、 それは社会福祉協議会において実施をしていただいております。

- 産業課長もちむぎのやかたにつきましては、補助金等をいただいております。そういう関係につきましては、産業建設常任委員会に、また12月議会で報告させていただき、内容について決算書の中でも報告させていただいてるところでございます。企業会館につきましては、今言われましたように、年間180万円の委託ということで、この企業会館につきましても、毎年度決算報告書の方で報告をさせていただいているところでございます。
- 国田昭市議員 企業会館におきましては、すなわち人件費のみになっておる、180万円ですから、これは別に問題はないと思うんですね。しかしながら、このなぐさの郷、すみよしの郷につきましては、お金が動いているわけなんですね。そういう中におきましては、私はしっかりとその評価をすべきであると思いますけども、今、課長の答弁の中では、指定管理に該当しない部分があると言ってますけども、実際に指定管理者制度を導入されているわけなんですから、その辺は、どの部分が指定管理でもって管理されているのか、どの部分が社協としてやっているのか、その辺の区別をはっきりされているんですか。
- 健康福祉課長 指定管理と申しますのは、施設に対してでございまして、社会福祉協議会は社会福祉協議会の本来の事業がございます。それについては、社会福祉の推進等が主なものでございまして、町からも委託事業をしていただいております。この指定管理をしていただいておりますのは、デイサービスセンターの建物ですね、施設の管理ということで、それを利用しての介護保険事業、これが指定管理に対しての事業と考えております。
- 国田昭市議員 指定管理制度が発足しましてから、法が変わったわけなんですね、要するに地方公共団体の出資法人等に限定している、委託できる管理委託制度が廃止をされまして、そしてこのように指定管理者制度が導入されているわけなんですから、これはその中で委託とか、補助金とかいうふうな、その言葉は使えないと思うんですね。要するに委託料、今回もこれ調べてみると、健康福祉課資料の13ページ等にいろいろ載っておりました。社会福祉協議会の方に補助金とか、あるいは委託料という形で、載っているわけなんですね。説明資料3ページ、それを見てみると、今回も人件費とか、いろんな形で載っておりまして、22年度の補助金としての予算として、1,970万円計上されております。そして、委託料としては726万6,000円が計上されているわけなんですね。そして、この中には、指定管理者制度になっている、その指定管理手数料というのがなかったような感じがするわけなんですが、その辺はどのようになってますか。
- 健康福祉課長 社会福祉協議会の補助金につきましては、このたびの条例改正もさせていただきましたように、社会福祉協議会の職員の給与等への補助金として出しております。

もう一方、委託といいますのは、健康福祉課の方から福祉事業について、弁当

の調理とか、その他の福祉活動について委託しております分に対しての委託料で ございまして、デイサービスセンターで行っておりますデイサービスの事業、ま たホームヘルパーの事業につきましては、補助金というものは出しておりません。

- 国田昭市議員 もうひとつわかりにくいんですが、平成18年4月に、指定管理者制度が発足 いたしまして、そのときに、指定管理者を選任されているわけなんですね。その 方がだれで、そしてそれに対しての指定管理料は幾ら払ってるのかというのを私 はお尋ねしてるんです。その辺のご答弁をお願いいたします。
- 健康福祉課長 デイサービスにつきましては、社会福祉協議会の理事長ということで指定管理 をしております。指定管理料については、出しておりません。
- 長 議員質問の趣旨につきましては、そのとおりでありまして、地方自治法改正に 副 町 おきます分野で指定管理制度はできてまいりました。今まででしたら、公施設の 管理というような形では、直売で管理をするという規定になっておりまして、例 えば、文珠荘でありますが、これらは、若干法に触れるというんでしょうか、そ ういったような管理、今までの形態を継続しておったという事柄がございます。 それらを踏まえた形の中で、公募方式等を含めながら、現状管理していただいて おりました現在におきます分野の株式会社にお願いしたという経過がございます。 今、議員がおっしゃっておられますデイサービスセンター、すみよしの郷の、 第2の関係でございますが、これら等、一番最初にデイサービス事業は、町の直 営事業で行っておりました。これは補助事業でありまして、それらの推移の中に おきます分野につきましては、介護保険事業におきます分野のサービス提供とい う形になったわけでありますが、その当時行っておりましたデイサービスセンタ 一単体での運営というのは、非常に厳しい状況にあるといったような形の中で、 町の補助金、裏打ちをある程度継ぎ足しながら運営をしていただいておったとい

うのが現状でございます。

それらが介護保険事業ができた段階におきます分野でサービス提供、その後に地方自治法改正で指定管理者という形になってまいりました。直営で管理するような制度を設けておりましたが、指定管理者制度に合わせた形で出資団体であります社会福祉協議会に管理をしていただこうという形の中で、社会福祉法人であります社会福祉協議会と町との締結、その中におきます分野についても、大きな備えつけの備品の更新でありますとか、また什器備品の更新等、それぞれの詳細な部分を契約しながら、今の推移に至ったわけでありまして、新たなる管理委託料を支払うとか、そういったような問題には至っていないと。今の社会福祉協議会におきます介護サービス事業展開において、みずから汗をかいていただこうという形の中で、指定管理者制度の一番いいようなところをとらさせていただいたということであります。

- 冨田昭市議員 特に社協におきましては、いろんな業務を兼任されているわけなんですね。要するに法人でありながら、今言ったようなことの事業、介護とか、あるいは地域デイサービスとか、地域包括支援センターとかということが、一つの事業所の中にすべてが入り込んでしまって、そしてみんな兼任をして、それで地域サービスにしているわけなんですが、それらが本当に業務別実際に分かれているのか、また金の出どころも違うと思うんですよね。そういうのを包括的に、説明してもらったら非常に難しい面があるし、また理解もしにくいわけです、実際には。その辺の説明をまたしっかりお願いしたいんですが、どうでしょうか。
- 副 町 長 社会福祉法人、社会福祉協議会におきます分野につきましては、法人そのもの の会計と、介護保険事業会計、それぞれにおきます分野につきましては、別々の 会計を持っております。それら等連結した形の上で、予算提示でありますとか、

決算提示をさせていただいておりまして、それぞれの事業別の予算でありますとか、決算におきます分野についても提示をさせていただいております。それらにつきましては、議会備えつけの情報として、備えつけもさせていただいておりますし、住民への情報提供というような形の中で、情報コーナーでありますとか、図書館、文化センター、八千種研修センター等にも備えつけをさせていただいております。

冨田昭市議員 いろいろな業務を兼任されていますけれども、その点につきましては、しっかりと間違いのないようにお願いをしておきます。それでは、この項目についてはこのくらいにしておきます。

次に、安全・安心の環境整備についてお尋ねをしていきたいと思います。

まず初めに、空き家対策なんですけども、最近の町内の空き家軒数が非常にふえ続けているわけでございます。それも高齢者世帯が多いために、ますます増加傾向にあると思っております。空き家を放置しておきますと、倒壊の危険もありまして、また不審火で全焼するおそれもあるわけなんですね。そして、管理されていない空き家は地域環境の悪化を招くため、危険度に応じて対応できるように制度を整えるべきではないかなと考えております。地域に協力を求めて、全町内の空き家調査を取り入れたらどうかなと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

- 住民生活課長 空き家につきましては、基本的に所有者が管理するということで、問題等につきましては、地域全体で取り組んでいただくことが一番必要かと考えております。しかしながら、地域環境等を踏まえ、そういう制度的な条例整備等については、関係各課と調整を行いながら、先進地事例等を見ながら、調査研究をしていきたいと考えております。
- 国田昭市議員 将来研究するということなんですけども、現時点において、私も自分の隣保を見ただけでも、3軒も4軒も空き家になっているわけなんです。それでまた、駅前地域、福田地域も見てみると、非常にそれが増えつつあるわけなんです。そこで、何でこんなに増えてくるんかなということで、私も実際に調べてみました。そして、これは昭和35年からずっと福崎町の世帯数、それは要するに国勢調査によって出した数字でありますけども、平成17年度まではですね、昭和35年には3,337世帯あったんですね。そしてその後、25年後の昭和60年には1,438ふえまして、4,775世帯。そして、平成12年、このときには922増えて、5,697世帯ですね。そして、平成17年度には662増えて、6,359世帯という形になっております。そして今年度は、既に調べた数字が出ております。平成22年度の、これは3月なんですけども、736世帯増えまして7,095世帯という数字が計上されているわけなんです。

そして、人口につきましては、昭和35年当時は1万6,312名でした。ところが、現在は17年度の国勢調査時に比べますとマイナス924名になりまして、1万9,745名という方がこの町内で住まれているわけなんですね。17年度の国勢調査では2万669名という、非常に多くの方がいたわけなんですが、また今年度も国勢調査の年でありますので、今後実施されると思いますけれども、そういう中におきまして、人口はそんなに増えていないんですが、世帯数が非常に増えてきている。これも時代の流れかなと思うんですが、今の若い方々は、同居しなくて、自分で家を建てたり、あるいは別居をしている方も非常に多いわけなんですね。その関係上、世帯が増えてきている。すなわち、各家庭を見てみると、お年寄りが2人で住んでいる家、あるいは独居の家とかいうのが非常に増えているわけなんですね。そういう関係で、その方が住んでいる家が、亡くなると、

だれもその家を継ぐ人がいないというのが現実なんですね。

この辺のことは非常に問題になってきまして、今は、町内におきましては、まだ実態調査されていませんので、その軒数はわかりませんけども、これは、この数字があらわした高齢化率と、また世帯数が増え続けていくに連れて、空き家もどんどん増えていくと思うんですね。

これは今、国会の方でもいろいろ問題になっているということで、全国的には、756万棟です。これは総務省の調査でわかった数字なんですけども、全国的に756万棟も空きになっているという実態調査をされているわけなんですね。

これを考えますと、ほうっておけない事態ではないかなという感じがするわけなんですね。ですから、それぞれの自治体で、しっかりとその調査をして、対応していかなければいけないと私も考えているわけでございます。人口におきましては、この50年間で1.2倍にすぎないわけなんですけども、世帯数においては、この50年間で倍以上になっているわけなんですね、世帯数が。そうなりますと、今後この空き家につきましても、非常に増えつつあると考えます。

そこで、先ほどはっきりとした答弁がいただけませんでしたけども、今後の実態調査の計画をしてもらいたいと思いますが、その点はどうでしょうか。もう一度お尋ねします。

総務課長 先ほど、住民生活課長が申し上げましたように、関係各課で調整もしながら、 先進事例等ないか、調査研究はさせていただきたいと思っております。

冨田昭市議員 それで、特に、空き家の活用方法というのもまた今後は考えていかなければい けないなと思うわけなんですね。要するに、今、国も乗り出しておりまして、こ れはある地方におきましては、100世帯の転入で、20年間で経済効果が60 億円もあるという試算もされているわけなんですね。20年間で、100世帯が 増えてくるという試算もされておりまして、活用方法によっては、地域の活性化 つながっていくんではないかなという感じがするわけなんですね。ただ、処分す るというだけではなくして、その活用方法、今、非常に新築される家が福崎町に も増えてきております。その反面、またそういうお年寄りのご家庭がおった家で は、もうどんどんと空き家になってるということで、非常に世の中全体がむだが あるような感じがするわけなんですね。先日もだれか議員が言ってましたけども、 MOTTAINAI運動というのが世界的に広がっているというような形で言っ ておりましたけども、まさにそのとおりではないかなという感じがするわけなん ですね。それぞれが自分勝手なことをしていくと、幾ら働いても、それが追いつ かないというのが現在のそういう経済情勢ではないかなという感じもしますので、 その辺もしっかりとそういう方法を考えていきながら、取り組んでいくべきでは ないかなと思います。

そして2点目は、もしそのままおいて置くならば、その家に火災報知機ぐらいをつける、そういう義務づけも大切ではないかなという感じがするわけなんですね。そして、もう1点は、ある一定の条件を満たせば、無料でその家を撤去するという取り組みもしている自治体も県にはあるということでございますが、その辺の点についてはどうでしょうか。今言った3項目については。

副 町 長 最後の、無料で撤去してみてはということでありますが、所有者等がはっきりしないとか、所有者がもう亡くなって、それらを引き継ぐものがいないということになると、これは考えざるを得ないのかなというように思いますが、基本的には町長が申し上げておりますように、地域相互援護システムでありますとか、地域における自主防災組織、これらを活用しながら、財産をお持ちの本人さん、これが一番最初に自助の形の中でやっていただくというのは、これはもう当然かと

思います。担当課長が申し上げたとおりであります。

そのほかには、先ほど申しましたように、地域相互援護システムでありますとか、自主防災組織、地域における分野で、みんなでそれらを守っていこうという観点かと思います。

当然、火災報知機でありますとか、そういったような形の分野につきましても、 これはもう今申し上げましたように、本人所有の財産でございますので、みずか らが守っていただくような方向かと思います。

いずれにいたしましても、こういう空き家等が非常に多くなってきておるというのは、一つの社会現象かなというように思っております。

若者等で、これもテレビで放映されておったわけでありますが、今の若者は新たな財産を持ちたくないと、車等でも、その多くは経費の安いような車に今切りかえをしておるというような事柄でありますし、財産を持ちますと、それらの管理が面倒であるとか、あらたな固定資産税を含む税金を払いたくないとか、新たな経費の必要性が、自分の今の収入等では賄い切れないといったような形の中で、そういったような推移になっておるように聞いております。

空き家等を次の活用ができればいいわけでありますが、それら等、新たな雇用 創出とか、そういうような人口流入を目指すような形になれば、また使い道があ ろうかと思いますが、なかなかそういうような形にもなってまいりません。いず れにいたしましても、財産をお持ちの個人個人の管理に期待するところでありま す。

冨田昭市議員 いずれにしましても、前向きな検討をしていただくようにお願いをしておきまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、蛍光管の回収についてでございます。現在、蛍光管の水銀含有物のリサイクルにつきましては、経済産業省が廃棄物処理、あるいはリサイクルガイドラインを示していますが、法的な義務づけが示されていないわけでございます。日本全体では蛍光管の生産は毎年約4億本を超えて、生産量にほぼ相当する古くなった蛍光管が廃棄されておりまして、ほとんど不燃ごみとして埋め立て処分をされているわけでございます。埋め立ては水銀の流出の問題も含んでおりまして、深刻な土壌汚染の懸念があるわけでございます。

一方、蛍光管が割れると水銀が蒸気となって飛散するので、回収は非常に難しくて、食物連鎖の過程では、有機水銀に変換されまして、食卓に上り、また水銀蒸気も直接吸い込むと非常に危険があるわけでございます。当然、体内の酵素で酸化されて、水銀は有毒であるわけでございます。現在、増え続けています発達障害などが引き起こす脳機能障害の原因の一つともされているわけなんですね。

現在、そこで、福崎町におきましては、埋め立てごみとして回収されてしまうことから、人体への安全や環境保全を優先していただきまして、リサイクルを実現していくべきと考えますが、町当局のご見解をお尋ねいたします。

住民生活課長 今、議員おっしゃるとおり、蛍光管につきましては、くれさかの方で埋め立て ごみ、アルミにつきましては金属類としてリサイクル業者が回収しているという 状況でございます。この蛍光管のリサイクルということで、近隣の市町では播磨 町がステーション回収をしまして、播磨町のリサイクルプラザというのを経営し てまして、そこでストックして、年間8トンほど回収して大阪にある業者に引き 取っていただくということでやっております。福崎町におきましては、ステーション回収並びにそういう一時ストックの保管場所、また分別収集という形で、リサイクルに向かいたいんですけれど、そういった設備等、発生するということで、現在はできていないという状況で、また整備が整えば、そういうことも重要だと

考えておりますので、研究をさせていただくということにさせていただきたいと 思います。

- 冨田昭市議員 そこで、現在町内で年間回収されている蛍光灯は大体何本ぐらいあるんですか。 そしてまた、家電販売店が自主回収しているようなその蛍光管の本数なんかは、 把握されているんでしょうか。
- 住民生活課長 蛍光管につきましては、不燃物として回収をしておりますので、実際の本数というのは把握できておりませんが、今申し上げました、播磨町での回収の人口割 按分という形で、簡単に計算しましたら、年間、重さにして4.7トンが排出されとるというように思われます。

また、家電販売店につきましての自主回収してる蛍光管の本数ということにつきましても、把握はできておりません。ただ、家電販売店では、個人が蛍光管を持ってこられた場合には、当然、無料で引き取って処分をするということで聞いております。

冨田昭市議員 最近におきましては、電球あるいは電灯、あるいはこの蛍光管の技術も進みまして、古いものは生産もしなくなっているわけなんですね。東芝では、長年生産してきました白熱電球の生産をこの3月に打ち切りをしたり、また最近におきましてはLEDの電球が家電店でもたくさん並ぶようになってきたわけでございます。そして、私たちにやさしい光を与えてくれているわけなんですね。もちろん寿命も今までの40倍近くも長くなっていますし、また電気の消費量も非常に少なくなっておりまして、8.7ワットの消費で、現在の50ワットぐらいの照度があるということの実験もされております。これは、メーカーによって多少は違うと思いますけども、こういうことを考えていきながら、行政として先進的に取り組んでいくべきではないかなと思うわけなんです。

今までも、何人もの議員さんが質問したように、環境にやさしくするという形で、新しく政権もかわりまして、既にそのようなことを全世界に発信をされているような、そういう日本の国であります。それにおいても、なかなかそういう指示めいたものが行政の方にも来ていないというような感じがするわけなんですね。総理が一人で大きな声を上げて、削減率をぱっと言って、その数字をあおっているわけなんですが、それにおきましては、各企業の生産も影響するし、またこのように、地方自治体においても、いろんな環境整備の中で仕事も増えるし、そして多くの方に訴えていかなければいけないということから、いろんな形で検討、また研究を重ねていきながら、これは取り組んでいってもらいたいなと思いますので、どうか前向きな姿勢で検討をお願いしておきます。

次に、3点目の豪雨災害対策についての質問をしたいと思います。

これは昨年の台風9号による豪雨災害によりまして、佐用町や美作市では死者を含む被害がありまして、この痛ましい教訓から、福崎町でも河川整備とともに 避難場所への経路、あるいは立地条件等も検討されたことと思っております。

通告しておりますこの七種川は、数年前にJR播但線上流を河川整備しましたが、その後、改修工事がなかなか進められていません。現在の状況を簡単に説明しますと、七種川と福田川の合流地点から上流の長野橋付近まで、この間に非常にところどころに堆積が見られまして、その川の水が所狭しと流れているようなことが見られるわけなんですね。それで、これからの計画といたしまして、七種川を改修、あるいは整備、どのような計画をされているのかお尋ねをしたいと思います。

まちづくり課長 播但線の局部改修の上流の件でございますが、引き続きの改修につきましては、 県の方にもお話をしているんですが、過去、過去と言ってもかなり前の話ですが、 一次改修済みということになっておりまして、早期の改修は困難と県から聞いているところでございます。

当面の有効な対策としましては、土砂が堆積しているところがありますので、 その除去について、早期に実施していただくよう、引き続き要望したいと思って おります。できることからやっていってほしいということで、この土砂の撤去が 有効であると思っております。

- 冨田昭市議員 災害は忘れたころにやってくるとよく言われておりますけれども、七種川の両側に住んでいる住民の方はたくさんいるわけなんです。現在の気候変動では、いつ大雨が降って、そのようなことが起きるかもわかりません。そして、今、この上流の方を調べてみますと、以前に福崎町でも、非常に台風のときに樹木が倒されました。それが、その状態で今放置されているわけなんですね、ところどころに。これが数百本、あるいは数千本というような形の本数ではないかなという感じがいたします。これが、もしあのような大雨が降ってきますと、川をせきとめて、そして長野から福田、そして駅前、馬田、新町、出屋敷の方まで、もう全体がそれこそ鉄砲水が出てきたら、大変なことになると思うんですよね。ですから、その倒木についての実態調査もされておりますか。私はこれも以前に質問したこともありますけれども、まだまだできていないような感じがするわけなんです。そして、緊急雇用制度も今回も導入されていますけども、どんどんそういうものを活用してもらいまして、そういうふうな直接人に影響が出るような、そういうことから進めてもらいたいと思いますけども、その辺についてはどうなんでしょうか。
- 産業課長倒木の実態調査ということでございますけれども、実態調査は行っておりません。以前の台風等によりますところにおきましても、倒木につきましての助成等は、個人負担。倒木につきましても、個人の所有物でございますので、当然、個人負担というものがかかってきます。そういった中で、所有者との調整の中で、まだまだ残ってきたというのが現状でございます。
- 冨田昭市議員 行政、要するに国も、県も、町も、税金をもらっている以上は、そこに住んでいる住民の安全・安心を守っていくという義務はあると思うんですよね。そういう中から、実際できなくても、調査をして、その危険度を住民の皆さん方に周知するということも私は大切ではないかなという感じがするわけなんですね。ですから、これは実態調査をまずしていただきたいと思います。もちろん、個人の山、またあるいは国・県、国・町とかいような形で分けていくと思いますけども、その辺も調べた上でもって、そのような災害が起こったときに、先ほど言いましたような災害のときの避難の経路とか、そういうものも考えられると思うわけなんですね。ただ漠然とあるというだけじゃなくして、実態を調査した上で、初めてそういう問題点が出てきますので、その辺の調査をしっかりとしてもらいまして、県と協力していきながら、安全のまちづくりに努力していただきたいなと思いますので、その点もよろしくお願いをしておきます。

次に、小・中学校のトイレの改修の件でございます。

町内の下水道事業は当初計画より、工事の進捗が早いように思っております。 そのような中、各家庭におきましては、公共下水道に切りかえた家では、約9割以上が洋式のトイレに変更しているわけなんですね。今後、ますます増え続ける洋式トイレ、都会では数年前から学校の和式トイレが問題になっていると聞いております。それは、生まれてから、長年ご家庭でもって洋式トイレを使っている子どもたちが、学校の和式トイレが使えなくて、おもらしをしたり、あるいは洋式トイレの前では行列ができたりしながら、授業に間に合わなかったというケー スがあるようでございます。福崎町では、そのような事態はまだ起きていないようですが、学校は社会の変化に対応していかなくてはいけないと思うわけなんですね。子どもたちは、学校で学び、そして暮らすわけですから、数年後に福崎町も都会と同じような現象が起きる可能性も十分に考えられるわけでございます。そろそろ集中的に和式から洋式に改善していかなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

- 学校教育課長 今、質問議員が言われましたように、福崎町におきましても、公共下水道の整備が進み、またそれに伴いまして生活様式も変わってきていると思っております。 一般家庭においては、洋式トイレの普及が進んでいるように思っております。教育施設におきましても、今後洋式化に向けて、計画的に整備をしていく必要性を感じております。
- 国田昭市議員 実際に女子生徒からの相談とか、あるいは女性の先生方には、そのような問題が言いにくいと思いますけども、いろんなことも、髙寄教育長におきましては、教育現場での経験が長いですから、そういうようなことも聞いていると思います、正直言って。そして、男子トイレにおきましても、非常に少なくて、大便がしにくいというような形で、そういう苦情も聞いたことがありまして、健康上の問題が非常に、このトイレの問題で出てくると思うわけなんですね。特に現在は、都会では個室トイレの活用もされているということも聞いておりますけども、教育関係の現場で取り組んできました髙寄教育長のご答弁をお願いしたいと思います。
- 教 育 長 ご指摘のようなことが福崎町の小学校でも年間数件起きております。生理的な 現象を辛抱させるということは、いかがなものかと思い、できる範囲でまた考え ていきたいと思います。
- 冨田昭市議員 これは、予算を組まないと取り組みができませんので、毎年少しずつ取り組み をしていただいて、そして教育現場の施設を改善していくようにお願いいたしま して、次の質問に入りたいと思います。

最後に、医療費の助成拡大についてでございます。

日本では、平成19年1月にヒブワクチンが承認されまして、平成20年12 月から販売が開始されたわけなんですね。周知がされていないことから、普及が 大幅におくれているのが現状でございます。

さらに、4回の摂取費用が3万円程度と自己負担が非常に多いためから、公費助成を求める声を多く出されているわけでございます。

ご承知かと思いますけども、ヒブワクチンとは、5歳未満の乳幼児がインフルエンザ菌、B型肺炎球菌によりまして発症する細菌性の髄膜炎の予防に非常に有効であると言われているわけでございます。現在、世界では100カ国以上の国で承認されまして、90カ国以上でもって定期予防が接種されているということでございます。また、細菌性髄膜炎は、乳幼児にとって、極めて重篤な感染症でありまして、発症した場合には脳に後遺症が残ったり、あるいは死に至るおそれがあると言われております。そこで、ヒブワクチン接種費用の自己負担を軽減しまして、広く普及促進を図っていくための公費助成を求めるものでございます。

このたびの定例会の冒頭に町長の所信表明の中で、福崎町におきましても、助成事業を実施するとのお話がありましたが、具体的に、いつごろ実施に至るのか、そして今後の流れと予算について、説明を求めるものでございます。

健康福祉課長 ヒブワクチンの予防接種につきましては、平成22年度から兵庫県の予防接種 の補助事業というものができまして、それを受けまして、福崎町においても4月 から助成事業を実施いたします。

対象者は生後2カ月から2歳未満の小児で、金額的には約1回8,000円と

聞いておりますその2分の1の助成を予定しております。

次年度の現予算の範囲の中で4月から助成を進めていきたいと考えております。 ただ、ワクチンの需要について、供給が少ないというのが現状でございまして、 その辺も調査しながら進めていきたいと考えております。

冨田昭市議員 県下におきましては、既に三木市が実施に至っているというようなことが言われておりまして、これは子どもの命を守る上から早急に手配をしてもらいまして、実施を進めてもらいたいなと思います。

私もこの件につきましては、2月7日に福崎町の何カ所かで街頭演説をしながら署名を求めました。そしたら、町内全体では1,578名の方に署名をいただきました。そして、兵庫県下、これは公明党の全議員が街頭に立ちまして、署名あるいはお願いした結果、全部で57万人以上の署名が集まりました。これは既に県知事にお届けいたしまして、県と、市、町が協力をして、そういう制度をつくってこのたび支援につなげていこうというような回答をいただいておりますので、どうか県に合わせた、そういう助成事業を進めていただくようにお願い申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 以上で冨田昭市君の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。再開は 14時10分といたします。

↓休憩 午後 1時50分再開 午後 2時10分↓

議 長 会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。

次は、14番目の通告者は、小林 博君であります。

- 1 市川水系の公害問題について
- 2 都市基盤整備について
- 3 教育行政について
- 4 行政改革について
- 5 医療を含む福祉行政について

以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 失礼をいたします。大半がこれまでのずっと続きのような質問でありますので、 前から進展をした答弁をいただければ、早く終われると思いますので、よろしく お願いいたします。

最初に、市川水系の公害問題ということでございますけれども、今回の一般質問にもありましたように、神河町の方で、お米からカドミウムが見つかったというニュースがありました。もとはといえば、生野鉱山による鉱毒被害から発生をしておる問題でございます。

市川といいますと、もう市川水系すべての食糧農産物、そして水道やら、あるいは日常のいやしとか含めて、大変水ということなしにして済む問題ではありません。その市川の最上流でこのような鉱毒問題があるわけでありますから、大変重要な課題だと思います。

この生野鉱山の公害問題というのは、昭和40年代から問題になったわけでありまして、一応の対策がとられたわけでありますけれども、今回のニュースを見まして、これはもう終わったということで忘れてはいけないと改めて思ったわけ

でございます。

これは、永久的に問題を残すものでありますので、行政と企業の責任と姿勢が問われているものでございます。私は、議員に就任して間もなくから、この鉱山の公害問題の取り組みに参加をした、そういう経験もありますので、忘れてはならないと思い、またこれを将来に伝えていくことが責任であると思って質問をしたいと思ったわけでございまして、新聞に出た日から生活環境課の方に資料の収集等、お願いをしておったところでございますが、早速資料も取り寄せていただいておるところでございます。

さて、この鉱山の実態がどうなっているかということでございます。鉱山そのものは、もう採掘は中止になりましたけれども、その廃坑から出る水、それからこれまで長期間にわたって掘り出したぼた山、ずりの山があるわけでありまして、これがある限り鉱毒の危険性は続くわけであります。いわば永久の課題ということでございます。したがいまして、それを改めて、どのようになっておるのか、調べられた内容を簡単に答弁を求めたいと思います。

- 住民生活課長 現況ということでございますが、鉱山は今採掘は行っていないということで、あと廃坑から出る水等につきましては、坑内の地下50メートルの水をポンプ2台でポンプアップをいたしております。その水を金香瀬坑排水処理場まで引き込み、沈殿池へ流し込んで処理を行っておるという点と、今のずりの山でございますが、この分につきましては、2カ所使用済みということで、1カ所が久宝谷の集積場と、これが昭和12年に閉鎖されております。もう一つが大仙谷の集積場、これは昭和16年に閉鎖ということと、もう1カ所、宮の谷の集積場は昭和16年から使用しておりまして、今現在も使用ということで、200年間は使用可能という形であるんですけれど、このずり山につきましては、鉱山保安法に基づきまして、鉱山保安課が2年に1回、精密調査を行うと同時に三菱マテリアルの方でも、パトロール、また宮の谷の堆積場につきましては、常駐の職員が常時待機をしておるというような状況で管理をされております。
- 小林 博議員 どの程度、その三つの堆積場には積まれておるかということはわかりますでしょうか。ずり、砂、滓、砕石等、たくさんあるわけでありますけれども、その中にどのような重金属を中心にしたものが含まれておるのかという点についても、答弁をお願いいたします。
- 住民生活課長 この宮の谷の堆積場につきましては、堆積物はずりが50万立方メートル、砂が100万立方メートル、滓が250万立方メートル、堆積残量が36万立方メートルということでございます。大仙谷の集積場につきましては、閉鎖されておりますが、堆積量につきましては、ずりが8万立米、砂が24万立米、滓が41万立米、合計しまして73万立米ございます。久宝谷の集積場につきましては、これももう使用済みでございますが、ずりが14万立米、砂が30万立米、滓が47万立米、合計91万立米という形で堆積がされております。
- 小林 博議員 どのような重金属類があるかということでございますけれども。しかも、それがこの堆積全体の中でどれぐらいの割合を占めるかというようなことなども、わかりましたら、お答えをいただきたいと思います。
- 住民生活課長 重金属類につきましては、その量はわかりませんが、銅、鉛、亜鉛、砒素、カドミウム、そういったものが含まれておるということでございます。
- 小林 博議員 一応、排水処理をして流しておるといえども、その堆積場には大量の、今言われたような重金属が積まれておるということには変わりはありませんし、宮の谷につきましては、今なお積み続けられておるということでありますから、これらは本当にこの管理というのは、永久の課題だと思うわけです。

福崎町を含む対策協議会、当時からあったわけですが、これらについては、この調査結果等はどのように報告をされてきておるんでしょうか。

- 住民生活課長 それぞれの堆積場から出る排水につきましては、三菱マテリアルの方で水質検査をされております。それが県、また公害防止協定を結んでいる市町に毎月1回報告されるということで、その水質検査につきましては、現在問題はないということでございます。
- 小林 博議員 公害防止協定の話が出ましたが、これはどこと三菱マテリアルと結ばれておる わけですか、行政はどこどこというふうにお答えをいただきたいと思います。 ちなみに、鉱山保安課というのは県ですか。
- 住民生活課長 鉱山保安法に基づく監督官庁につきましては、経済産業省中部近畿産業保安監 督部近畿支部鉱山保安課総括係というところで監督をいたしております。

それと、公害防止協定につきましては、構成町といたしまして朝来市、養父市、神河、市川、福崎、姫路は旧の香寺という形で、それと県とマテリアルという形で公害防止協定は締結をいたしております。48年でございます。

- 小林 博議員 40年代当時から始まったときには、土壌汚染とあわせてイタイイタイ病の人体被害のその問題も指摘をされておったわけでありまして、このことから考えますと、この生野問題というのは非常に重要な課題であると思うんですね。年月がたったからということで、資料がなくなっては困ると思いますね。そういう意味で、資料は当時からどのように保存をされておるのか、対策協議会が始まってからもう長いですけれども、そういう資料は全部そろっておりますか。あるいは、県にもそろっておるんでしょうか。
- 住民生活課長 町におきましては、古い資料については、現在ございません。残っている資料 につきましては、保存をしていくという形でございます。県の方については、ちょっと問い合わせをいたしておりません。
- 小林 博議員 年月がたちますと、行政側も、企業の側も、人もかわりますし、あるいは組織 も改編になったりいたします。しかし、問題の重要性というのは変わらないわけ でありますから、ぜひこれについては資料をきちっと保管をして、そしてこれの 後追い調査はしっかりとやっていく、そういう係といいますか、部門はしっかり と保ってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 住民生活課長 今後、十分保存をするような体制で臨んでいきたいと考えております。
- 小林 博議員 生野の鉱山の問題については、このように非常に重大な問題をはらんだままおりますので、その点では、よろしくお願いをしたいと思います。

次の問題に入りたいと思います。

都市基盤整備と、難しい言葉で書いておりますけれど、前回に引き続いてということでありますが、特に上水道、下水道という部分についてお聞きをしたいと思いますが、地域水道ビジョンやリスク調査報告を最近出されておりますが、これらに基づいて、どのような整備をしていこうとしておられるのか、年次計画あるいは財政計画等をお示しいただきたいと思います。

水 道 課 長 この地域水道ビジョンは平成20年に策定をしました。また、リスク管理につきましては、本年度、21年に策定をしております。そして、この施設の更新整備という形で、それぞれ更新の計画をビジョンでまとめておりまして、平成20年から25年を前期、そして平成26年から30年を後期という形の2本立てで整備をするという計画をつくっております。そして、20年、21年、この22年、23日に予算の議決をいただきまして、計画どおり山崎配水池の道路整備、それから送配水管の埋設。そして配水管の更新といいますのは、下水道工事に伴います配水管の更新でございます。そして、リスク管理、これは水道施設の耐震

化ということで、22年度は辻川山配水池の第2次診断を行います。そういう形で、20年、21年、22年は、この計画の予定どおり進んでおるということでございまして、あと残りの期間で福田水源地、井ノ口水源地の高度処理、そして山崎配水池の増設、そして配水池の耐震を終わりますと、今度はその配水池に緊急遮断弁の設置という形で、それぞれこの更新整備の事業を進めたいと思っております。

また、財政計画の関係でございますけれども、ここでも、ビジョンでも、それぞれ財政収支の見通しということでまとめております。収益的収支、あるいは資本的収支、それぞれまとめておりますけれども、この事業をしていく関係上、その事業につきましては、国庫補助金がもらえる事業、また、起債だけの事業というふうな、いろんな形で補助金、あるいは企業債、そして一般会計の出資金、また積み立てております建設改良費を取り崩して、この事業を実施したいと思っております。

- 小林 博議員 事業実施がもう目の前に来ておるわけですし、しかもやってもらわなければならない、緊急にやっていただかなければならない課題だと思っておりますが、ですからこそ、具体的な財源をどこからどれだけ持ってくるのかとか、あるいはそれに伴って、事業の運営について減価償却が幾らで、あるいは元金や利息の償還が幾らでというふうになって、そういう計画が出てこなきゃならんと思うんですね、あわせて料金体系がどうなっていくかということも含めてね。そういうことが非常に気になりますので、そういう詳しいところまで出ておるんでしょうか、この計画に。
- 水 道 課 長 ちょっと詳しく説明するのを忘れましたけれども、この財政収支の見通しということで、それぞれ収益的収支の見通し、今言われました利息、あるいは給水収益、そして当年度純利益、あるいは受水費、薬品費、それぞれ細かく見通しを計画しておりまして、この計画では平成28年には収益が赤字に変わっていくという見通しでございます。

そして、資本的収支の関係でございますけれども、それぞれ30年までを計画 しておりまして、建設改良費が幾ら、そして企業債償還金がまた増えていくとい う形でそれぞれまとめております。

- 小林 博議員 できるだけこういう時世でありますし、全住民が使うものでありますから、料金に大きくはね返らないような形を検討していただかなければなりません。前に、滋賀県の米原でしたか、高度処理の施設を見に行ったときですけれども、一般会計の方からかなりの補助金が出されておったという記憶がございます。水道は企業会計だということで、全額起債で、そしてすべて独立採算ということになるんでなく、こういう思い切った投資のときには、一定の一般財源からの繰り入れも必要ではないかと思うのですが、そういうことはどの程度計算をされておるんでしょうか。
- 水 道 課 長 この見通しの中では、そこまでの計算はしておりませんけれども、いよいよ大きな事業、例えば、高度浄化という形になりますと、地方公営企業法では、経費の負担の原則というのがございまして、補助金の残の、幾らかでも一般会計の方から出資をしてもらいたいという交渉は、これからまたしていきたいと思っております。
- 小林 博議員 水道は単なる飲み水だけの問題でもなく、防災上の問題でありますとか、さまざまな角度から必要な問題でありますので、ぜひそういう点で基本的な町のインフラ事業としての位置づけをやって、そうしてその一般財源からの一定の負担も考えるべきではないかと思います。

先ほど言いましたように、他の市町ではそういうことをやっておるわけですから、よろしく求めておきたいと思います。

いずれにしても、これらは、もう今年度から事業は始まるというわけですね。 もう事業実施に向けて、認可申請とか、そういうことはもう進んでおるんでしょ うか。

- 水 道 課 長 先ほど言いましたけれども、このビジョンにつきましては、20年に策定しまして、21年からもう既に事業にかかっておるということでございまして、21年度の事業につきましては、管路台帳の整備ということで、これは本年度完成をいたしました。そして、リスク管理、これも水道施設のそれぞれ耐震の順位を決めるということで、町内のそれぞれの施設の取りまとめをいたしております。そういう形で本年度、先ほど言いましたように、事業の認可変更申請、そして山崎配水池の道路の整備、あるいは送水管、配水管の入れ換えと、そして排水管の更新、これは下水道工事に伴います事業です。そして、水道施設の耐震化ということで、まず最初に辻川山の配水池をかかるということで、今のところ計画どおり進めておるという状況です。
- 小林 博議員 そういう状況でございましたら、ぜひ詳しい財政見通しも含めて、一般会計の 方も検討をお願いしておきたいと思います。その点、そちらの方はいかがでしょ うか、一般会計の方は。
- 副 町 長 一般会計の出資でありますとか、繰り出しの関係でありますが、これらは調査 研究しなければならないわけでありますが、高度処理そのものについて、これら は出資対象といったような形にはならないのかなと思っております。

高資本対策費でありますとか、そういったような形、また奥田口に浄水施設をつくらせていただき、これらに対する出資、ああいったような形であれば、対象になるわけでありますが、いずれにいたしましても、地方財政対策におきます分野で総務省の財政課長内かんにおきますそれぞれにおける繰り出し基準等については研究してみたいと思います。

- 水 道 課 長 繰り返して言いますけれども、米原市ではかなりの繰り入れがあったと思って おりますので、また参考にしていただきたいと思います。
- 小林 博議員 いずれにいたしましても、水道施設の整備につきましては、緊急の課題でございまして、よりよい施設をつくっていくということが肝要かと思います。施設整備がなされてから、かなりの期間にもなりますので、その間、管路の入れかえ等は進んできたと思いますけれども、それが耐震化ということになりますと、疑問の点も残されておるかとは思いますけれども、ぜひ独自に請求をして進めていただきたいと思っております。

次に、下水道についてでありますけれども、汚水処理事業は計画よりも早く全体完成のめどがつきました。当局及び住民の努力と協力に敬意を表するものでございます。さて、この時点で、汚水がほぼ完成ということが目の前に来たわけでありますから、今後の財政計画について、どうなっておるのかお示しをいただきたいと思います。

当初、総費用297億円ということでスタートをしたと思うんですけれども、 それが現時点で、まずどれぐらいの金額に想定をされておるかということから答 弁をお願いいたします。

下水道課長 下水道の財政計画ということですが、平成18年に下水道の財政計画の見直しを行っております。現在は、この資料しかございませんので、現在進めております下水道事業の効率化計画の中で、見直しをかけておりますので、今後所管の委員会を通じてお示しできればと思っております。

ちなみに、この18年度の見直しにおける総事業の費用は237億円程度ということになっております。

- 小林 博議員 約2割安く上がりそうだということになりますと、それだけ起債の額も減るわけでありますし、当然、その会計の負担も、その分軽くなるということになると思います。しかし、事業が早まった分だけその負担分についてがどうなるか。あるいは起債償還の中で、交付税算入のものがどのパーセントになって、そして一般財源の純然たる持ち出しがどうなるのか。あるいは料金収入の見通し等を含めてどのように変化をしていくかということでありますけれども、それらを一度示していただきたいと思うんですが、いつごろできますでしょうか。
- 下水道課長 これも含めまして、この見直しをかけておりますので、その段階で並行してお 示しできればと考えます。
- 小林 博議員 料金を定めるときの審議会に参加をしておったものですから、その記憶でいけば、とにかく事業の進捗がどんなふうに進んでいくかということもありますので、とりあえず5年間を見てみて、そしてその時点でまた新たに財政運営の状況を見て、料金も含めて考えていこうという答申だったと思うんですね。ちょうど、その供用開始後、丸5年ということになりました。したがって、当然これが出てくるかと思っておるわけですね。効率化計画は、前の議会の一般質問に対する答えでは、今年度中にでき上がっていくということでありましたけれども、現在のこの計画の進捗状況はどうなんでしょうか。
- 下水道課長 この事業委託期間は本日までとなっております。本日、その成果が出されたわけなんですが、これを整理して、また精査する必要がこちらにはございますので、 しばらく時間をいただきたいと思っております。
- 小林 博議員 接続率を考えてみますと、かなり高い地域もありますけれども、一定の水準までいくと、50%、60%ぐらいで、5年を経ても止まっているという地域もございます。したがって、これらを上げていくためには、余り処理料金が、使用料が高くなっても、これはまた弊害にもなるわけでありまして、大変難しい判断になると思いますけれども、最近の決算、予算を見る限り、ことしの予算審査で、私の感触をいいますと、当初予定より純然たる一般財源の持ち出しは少なくて済んでいっておるなと、住民の建設負担金と、それから使用料金、特に使用料金もずっと増えていって、そうして管理費が当初予定より低く抑えられておるということもありまして、このままいけば、どういうのですか、もう起債の償還の方まで、ずっと下水道の使用料で賄っていけるという方向になるのではないかと思ったりもするわけですね。交付税算入の分だけ、少しもうかるようになるんと違うかという感じすら、私は今回の予算審議で持ったわけですよ。そういう点で、もう少し使用料を安くして、そうして接続率を上げるということもあってもいのじゃないかと、ことしの予算審議の感想です。その点についてはどうですか。
- 副 町 長 一般会計からの繰出金につきましては、予算審査特別委員会で私の方から報告をさせていただきました。下水道審議会におけるそういったような形の中で、供用開始から5年になりますので、検討は加えなければならない事柄だろうと思います。入札における分野の低価格といったような形も影響しておりますし、また経済動向におきます分野の借り入れにおきます利率も低水準というんでしょうか、低い利率で推移しております。そういう関係も含めまして、一般会計からの繰り出し部分が少ないわけでありますが、しかしながら、現在行っております事業については、据置期間の部分もございますので、今後、それらの部分を踏まえた上でという部分もございます。

また、今後におきます効率化計画におきます雨水計画とか、そういったような

形の中で、純然たる形の中で一般会計が持つべき分野もございます。それら、仕分けをしながらも含めて、検討は加えていきたいと思っております。

小林 博議員 都市部に比べると、こういう周辺部のところは、投資効率の悪さとか、いろんなことから、どうしても1戸当たりの費用が高くなりがちですけれども、都市部に比べると、どうしても使用料が安いとは言えないという部分がありますね。そんな部分で、私が先ほど言いましたような検討もしていただければ、接続率がそれだけ早く進めば、使用料も早く入ってくる、たくさん入ってくるわけですから、そういう見方もすべきだと思います。デフレの時代でもありますし。ということでお願いをしたいと思います。

将来的にこの下水道事業がどのような運営形態にしようとされておるのか、上 水道のように基本的に企業会計にして独立採算制でやれということは、よもや考 えてはおられないでしょうね。

- 副 町 長 今のところ考えておりません。しかしながら、上水道と下水道、この体制いうんでしょうか、体系、そのものについては検討は加えたいと思います。
- 小林 博議員 そういう専門用語といいますか、行政用語で言われるとどう理解してよいのか、 我々一般町民にはわからんわけですよね。
- 副 町 長 会計のあり方としては、事業会計というんでしょうか、法非適の事業会計で下 水道はやりたい。上水道は今のまま公営企業会計方式ということでございます。
- 小林 博議員 下水道の整備につきましては、投資のときに起債が幾らで、補助金が幾らで、 そしてそのときの町の一般財源の持ち分が幾らでというふうに割合が決まってお るわけでありますから、そういうことを含めて、水道会計のような方式にならな いように求めておきたいと思います。

そんなたくさんの町民の人から聞いておるというわけじゃありませんけれども、今後普及が増えてきますと、滞納ということも若干出てくるわけでありますけれども、私は、審議会のときに、下水道料金と水道料金を、検針は1回せざるを得ませんけれども、料金徴収を、例えば1月は水道にすれば、2月は下水道料金というふうにすれば、毎月の支出がほぼ安定をして集まりやすいのではないかということを言ったことがあるわけですが、事務の効率化だと、人間でいえば0.5人分が助かるんだということであったわけですね。

未収が増えて、その後処理をやろうとすれば、0.5人では済まんだろうという意見も言ったんですが、結果として審議会でもそういうふうになったわけでありますけれども、今後、それを分離して、徴収をすると、月がわりで徴収をするというような方法も検討課題には入りませんか。

- 下水道課長 この従量制の料金体系については、農集を含め、最近に水道課の方へお願いしてきたところです。まだ、始まってから少ない期間ですので、もう少し、今のところは考えていないというのが現状でございます。
- 小林 博議員 そんなたくさんではありませんが、住民の方からそういう要望もお聞きをしま したので、この場でお伝えをしておきたいと思います。

次に、雨水排水計画ですけれども、この効率化計画の中でも、雨水排水計画が出されておるわけでありますが、市川より東部につきましては、既に雨水排水幹線の整備は進められていっておりまして、それに基づく計画がつくられておりますが、前からこの場でも言っておりますように、西地域につきましては、都市計画決定をしております幹線の雨水排水につきましては、なかなか実現は不可能ということは明らかでありますから、それにかわる雨水排水対策がぜひとも必要ということを訴えてまいりました。そこで、この計画の産建の委員会で配付された書類では、8ページには東地区、そうして西地区については11ページに書かれ

ております。直谷川の排水の問題、それから福崎高校のグラウンドに調整池をという問題ですね、それから町の中にも適切な調整池を設けるとか、あるいは現況の水路を改修して、そうして雨水排水をやっていこうというふうな、そういう方向づけがされております。前回の議会の答弁でも、21年度中にこの計画をつくって、来年度、22年度から実行方に進みたいという答弁でありましたので、これらを具体的に進めていってほしいと思う。特に、この西地域につきましては、一つ一つが具体的な課題でありますので、そんなに一つ一つが莫大な金額を要するということにもならないと思います。そんな意味で、その実行方を急いでいただきたいと思うのですが、何年度からこの作業に、工事に入れると思っておられますか。

下水道課長 具体的な実行できる年次をということなんですけれども、今進めております雨水幹線の完成というのは、先行するものと考えております。それと、それ以降、新たな雨水整備を進めるということになりましたら、既に事業認可を受けている範囲であれば、実行できるとは思うんですが、それ以外の部分が効率的によいとなれば、法的な手続、事業認可等の手続も必要なことから、23年度以降になるだろうと考えております。

小林 博議員 工事が23年度以降になるということですか。

下水道課長 認可自体をおいおい進めていきますので、その上でということになれば、それ 以降になるということです。

小林 博議員 ですから、認可そのものを早めてやっていくということが必要だと思うんです。 先ほど言いましたように、川すそ川の改修のような大規模な工事ではなく、小さ な水路等を整備したりということでありますからね、これは早ければ早いほどい いと思うんですよ。ぜひ、その整備計画、順位づけ、箇所づけを早くやって具体 化してほしいと思います。それなしに西地区の雨水排水というのは成り立たない と思いますし、宅地化が振興しておりますので、遊水地がだんだんと少なくなり ますから、浸水の危険性が非常に大きいということになりますので、よろしくお 願いをしたいと思います。

次に、駅前を中心にした計画、これも毎回言っておるわけでありますけれど、ユニバーサル計画の進捗と、その概要ですが、簡単に触れていただきたいと思います。ソフト的にやれる事業、それから大きな道路とか、まちづくりに関するもの等いろいろあると思いますが、どのような課題が取り上げられておって、そしてどのように5年間で取り組もうとしておるかという点について、まずお聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 協議会は4回開催をいたしました。昨年の9月からことしの3月まで4回開催しまして、その中で、協議会の委員さんから、いろいろ意見を出していただきました。項目別には道路問題、これにつきましては、県道甘地福崎線を初めとするもの。それから駅舎の改修と駅前広場、これは駐車場も含めてのことでございます。案内板とか、サイン、それから福祉の関係、これにつきましては要援護者への声かけ運動。それから教育関係、これにつきましては、登下校児童への見守り運動などでございます。

それから、この計画についての、講演会とか、そういう情報発信。それからイベントを開いてはどうかということ。それから地域の活性化、これは商店街の活性化も含めてでございます。それから地域のコミュニティ、それとユニバーサルデザイン等、いろいろ多岐にわたるご意見をいただきました。多くの意見があるんですが、5年間で実施をするというものでございます。実施できるもの、できないものもあるんですが、そういったことで今、事務局で取りまとめをしている

ところでございまして、取りまとめができますと、県の方にも財政支援も求めていきたいと思っておりますので、県とも協議をして、大まかに決まれば、発表していきたいと思っております。

小林 博議員 既に、22年度が第1年目ということですね。そうですね、22年から26年までということですね。ですから、最初の基本的な計画書にはそうなっておると思うんですが、そういうことで、早く発表をしていただいて、そして皆さんの意見も聞いてほしいと思います。まだ、産建の委員会でも、今言われたような具体的な内容を検討させていただいたということではありませんので、ぜひ住民代表の議会でありますから、ここでの検討もさせていただければありがたいし、そうして議会全体の中での議論にも供するということがあってもいいのではないかと思っております。その点、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、県道にも触れられましたけれども、この中で出てきております県道問題と、それから駅の問題というのは毎回触れておるわけですが、前回、サンライズさんや、それから関西中小企業センター等の跡地の問題についてお答えをいただいておりますが、なかなか現在時点、12月時点で不明確だということでありましたが、3カ月たって、現況は、どんなふうにこの民間開発の関係はなっておるでしょうか。

- まちづくり課長 前回の答弁のとおりでございまして、その後の進展は特にありません。サンライズ工業さんによる道路整備については、困難な状況であるということでございます。
- 小林 博議員 困難ということになってまいりますと、これはもう前々から言っておりますように、行政の計画が大きな役割を果たすということになると思います。本年から駅前周辺整備に関する対策室を設けるということでありますけれども、これはどんなふうにして計画づくりを進めていこうということなんでしょうか。私はできれば、もうこの40年間、ここの問題はいろいろ議論をされて、立てては崩し、立てては崩しということになっておるわけでありまして、その間に駅前周辺の状況も大きく変わってきております。今になってみれば、現下では、行政主導で計画を立てて、そうしてそれを公表して、皆さんの検討を仰ぐという方式がよいのではないかと、それ以外にないのではないかと感じるわけです。ですから、県道整備、あるいは駅舎の橋上化等も検討の課題のようですけれども、それらも含めて、計画づくりは行政が先に進めると、その計画はいつまでに立てるという目標年次を決めてこの対策室をつくっても取り組まれたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 整 はっきりした年次というものまでは、まだ約束できないと思いますが、今議員ご提案がございましたように、行政主導で絵をかいてみてはどうかということですが、これもまた個人的な意見にはなりますが、行政主導で絵をかいてしまうと、またそれはそれで、地元の合意形成、かえって遅れるような感じがいたします。回り道のようでも、住民の方と一緒になって絵をかく必要があると考えておりますので、そうなりますと、ユニバーサルモデル地区の業務期間、実行計画5年ということですから、そのぐらいの期間をかけて、合意形成ができるような絵をかければすばらしいんじゃないかと思っておるんですけども。
- 小林 博議員 県道甘地福崎線のその問題とか、駅周辺の問題については、もう本当にこのままでは何ともならない。何とか急いでやってほしいというのは、早くから言われて、もう40年ということであります。したがって、それをまた今から5年も6年もかけて、住民の皆さんと相談をして、その後またということになりますと、もういつになるかわからんということになるわけですね。その間に、ほかに大き

な事業が、混在してくるということになりますと、大体一つの事業やるのに、中島井ノ口線のことを見ましても、5年から6年ということになるわけでありますから、あっという間に、10年、あるいはもう20年ぐらい先に延びてしまうということになるわけですね。そういう意味で、もう少し積極的な対応をしてほしいと思っておりますが、いかがですか。

副 町 長 技監が申し上げたとおりでありまして、地元住民を含めた形の中で、両輪のごとく、動くのが一番いいわけでありますが、ただ、その全体のデザインを描いてから実行に移すというのであれば、これはもう時間がかかってしまうと、冨田議員のときにもご答弁させていただきましたように、社会資本整備一括交付金というものが平成23年から示されてくるということもあります。そういう中におきます分野につきましては、道路であるとか、下水道であるとか、その下水の中でも雨水対策、治水対策等の分野もあろうかと思うわけであります。それらを含めながら検討を加えていきたいというように思います。

ユニバーサル社会づくりにおきます県補助金等につきましては、少額でもありますし、ソフト事業が中心となってまいります。そういう意味では、今議員ご提案のありましたような形の上で、実行に移せるような、住民合意ができた部分から、実行に移していくといったような形はとりたいと思っております。

- 小林 博議員 対策室がどのような陣容になるか、見守っていきたいとは思いますけれども、 ぜひこれが兼任ということで、今の目の前の仕事が忙しくて、これが後にならな いという、この対策室の駅前周辺の計画づくりが、従にならないように、主たる 作業ができるように、そんな対策室づくりを求めておきたいと思うんですが。
- 副 町 長 この対策室につきましては、きょう多分、それぞれの分野で示していきたいなとは思っております。室長につきましては、技監を当てていきたい。また、副室長についてはまちづくり課長と、こういうような形の中で、それとともに、ユニバーサル社会づくりでありますので、福祉の観点でありますとか、そういったような分野も含めまして、それぞれ専任の仕事とともに、併任というような形で当たっていきたいと。ただし、それらについては、一定の使命感を持っていただくような形の上での遂行と、このように思っております。
- 小林 博議員 対策室をつくるとなりますと、そういった陣容が必要になろうと思いますけれ ども、係としても、1人がこのことに、中心的にかかわっていく人があってもい いのではないかと思いますね。

それから、この駅前周辺では、それぞれいろんな意見があるわけですが、最近、保育所跡地を公園にしてほしいという希望が周辺の地元から出ておるという話もちょっと聞いたりもしますけれども、そんなふうにして、駅前周辺については、それぞれ自分たちの身近な問題としては、いろいろ要望や意見も持っておられるようでありますので、それらを集約しつつ、早く作業を進めていってほしいと思います。

保育所の跡地の利用の問題については、後、北山議員の質問もあると思います けれども、ちょっとお聞かせいただきます。

企画財政課長 福崎保育所の跡地につきましては、これまでの答弁の中でも今後の幼児園建設 の財源とするために処分をしていきたいと申し上げたところでございます。

> 平成22年度の予算の中では、宅地化をするための測量及び設計費を計上して おります。そういったところで、設計が完了しましたら、造成工事を行いまして、 処分をしていきたいと、現在のところ考えております。

小林 博議員 なかなか、今日の時世でありますので、南保育所のように、競売にかけても、 エントリーする方がないという状況もあったわけでありますから、駅前という立 地点のよさということはありますけれども、どうかなと思ったりもしますが、一部公園化ということも、全部でなくても、一部公園化ということも含めて要望があるようで、要望がかなえられるかどうかということであります。全体の計画の中で、ぜひ考えていってほしいと思います。

駅前問題につきましては、町が本当に力を入れて、計画づくりに乗り出してほ しいということを強く求めておきたいと思うんですね。地域、地域とおっしゃい ますけれども、なかなかそんなことばっかり言って、40年済んでしまったとい うことでありますから、状況も変わっておりますので、ぜひ積極的な対応をお願 いしておきたいと思います。

次に、教育行政についてでありますけれども、前回、教育問題のところで、ほとんどの時間を費やしました。その後のことについて、答弁を求めたいと思います。

教育委員会の役割についてでありますが、教育委員会が全国的に形骸化しておるというようなことも問題になって、中教審でありますとか、あるいはその他地方制度審議会等で、いろいろ検討をされたわけでありますけれども、それらの出された内容の是非は別といたしましても、具体的に福崎町では社会教育部門の町長部局への所管がえ等、案が出されておって、その検討をするということでありました。12月議会では、次の定例の教育委員会で検討するという答弁をいただいておりましたが、その後、どんなふうに、結論づけをされたのか、お尋ねをしたいと思います。前教育長の答弁では、どの項目をどんなふうにするというふうな、具体的な検討もしておるということでありましたので、答弁を求めます。

教 育 長 一番最初の言葉が胸に残っておりますけれど、教育委員会の組織機構の改革に つきましては、町長部局から提案を受けたことにつきまして、前任の教育長から 慎重審議をしてほしいとの引き継ぎを受け、教育委員会で数回にわたり、協議し ました。教育委員会では、学校、家庭、地域の一体的な取り組みが必要なこと、 一方で地域づくりや青少年非行や就職対策等、教育委員会だけでは処理し切れな い諸問題も多く発生していると。そのような中において、教育委員会の本来の果 たすべき役目を踏まえ、町長部局との役割分担を決めるべきとの意見が出ました。 政治的中立性、継続性、安定性を確保しなければならない分野は教育委員会が地 域づくりや横断的な取り組みにより、住民の意向をより濃く反映できる分野は町 長部局でとの意見が出ました。今後、町長部局と協議しながら、実務的なレベル で調整しながら進めていく必要があるのではないかという意見も出ました。

> また、町長部局との連携を密にし、十分調整しながら弾力的に取り組んでいく 必要があるのではないかという意見等も出ました。これらも受けまして、今後も 真剣に協議をしていく所存でございます。

小林 博議員 ということは、まだ結論が出ていないということですか。

教 育 長 5人で英知を出し合って、慎重に協議を続けているのが現状かと思います。

小林 博議員 教育委員会の所管事業は子育て部分も教育委員会になりまして、非常に範囲が 広くなりました。生涯教育なり、そして文化・スポーツ、さまざまな分野で、非 常に重大な課題をたくさん抱えておるわけでございます。

そこで、教育委員会の首長からの独立性とか、いろんなこともあるわけでありまして、そういう議論もされたんだと思いますけれども、それにふさわしい教育委員会の姿勢と、そして陣容がつくれるのかという心配をずっと持っておるわけであります。

検討をするということで引き延ばすのではなくて、とりあえずこの部門はこう というふうに、できる部門からやって、あるいは全部教育委員会に引き受けてや るんだという結論を出すなら出すで、この分は、町長部局と関係があるので、そちらへお願いをしようかということになるのか、そんなふうな、具体的な方向づけは早くする方がよいのではないかと思うんです。今お聞きをしたような中身ですと、今までのずっと延長で、このままずっと置いてもらおうかということぐらいにしかならないなと思うんですが、いかがですか。

- 教 育 長 ただいまご指摘いただいたようなことを他の4人の委員と再度検討させてもら いたいと思います。
- 小林 博議員 他の4人の委員さんとですが、そういう何とも言いようがありませんけれど、できるだけ教育委員会でやるならやるという決意を持って望むということが要ると思うんですね。そうでなければ、何かしらこれをいろいろと町長部局と連携を密にし、定期的な協議会を開催するなど、十分意思疎通を図り云々と、こういうふうに書かれておりますと、これはあんまり今までと変わらんなという気がいたします。もう私は短絡的に物を受け取りますので、そんな感じをしております。そんな意味で、ぜひ教育委員会のめり張りのある方向づけをお願いしたいと思うんです。

教育委員会は、教育委員長は別におられますけれども、教育長及び事務局の役割が非常に大きいと思いますので、教育長以下、事務局の決意を強めていただきたいと思っておるところでございます。

さて、次に、教育委員会の努力目標というものが出されておるわけですが、2 1年度の努力目標の上に立って、22年度の努力目標というものが検討をされたようですが、21年度の実践の上に立って、どういう点を22年度に補強をしようということになったのか、お尋ねをしたいと思います。

教 育 長 基本的な方針及び長期目標は、心豊かにたくましく生き、自立と自律、共生を 目指す福崎町の教育、キャッチコピーとして、「響き合う あいさつ交わし 支 え合い」と、こういう従来の方針を継続してまいりたいと思っています。

> 平成22年度の重点目標といたしましては、一つ、就学前保育、教育の充実に 努める。先般でき上がりました福崎町次世代育成支援対策後期行動計画に従って 取り組みを進めていきたいと思います。

> 二つ目として、学校教育の充実に努める。基本的な生活習慣の向上に努めると ともに、先日来論議をしております学力の向上、あるいは安心・安全の学校づく りに邁進したいと思います。

> 三つ目、家庭の教育力を高める。教育の原点は家庭にある。このことを啓発して、取り組みを進めていきたいと思います。

四つ目です。地域の教育力を高める。地域住民が子どもたちの健全育成にかか わる取り組みを進めたいと思います。

五つ目です。生涯学習の充実に努める。地域の人材、文化財、諸施設を活用しまして、学び続けるまちづくりをしたいと思います。

六つ目として、私たち教育委員会も、開かれた教育委員会づくりに努めてまいりたいと思います。

- 小林 博議員 私が尋ねたのは、21年度の努力目標に照らして、実践をして、22年度はど ういう点を補強されたのかということをお聞きしたんです。答弁があればお聞き をしたいと思います。
- 教 育 長 「継続は力なり」という言葉もございます。いいところは、ぜひ継続していき たいし、改めなければいけないところは、さらに協議して、新たな方向で頑張り たいと思います。
- 小林 博議員 この議論、抽象的でありますので、次に進みたいと思いますが、今度、武道の

必須化ということが前から言われておりますけれども、それに伴う体制等はとられていっておるのかどうかということ。それから特に、不登校の問題などの数字も報告をされましたけれども、すべての子どもに基礎学力や情操、体力、そうして生活習慣を身につけさせるということについて、これはもう学校の先生方の愛情と情熱ということが非常に欠かせない問題ではありますけれども、教育畑出身の髙寄教育長が就任をされましたので、改めてその決意をお聞きをしたいと思います。

教 育 長 中学校の体育科における武道の件ですが、平成24年度から導入となっております。現在、西中、東中の体育担当の先生にお願いしまして、近隣の中学校だけではなく、高等学校でもどのような武道を取り入られているのか、それを今調査しております。そのことを見きわめた上で、町内の施設等、あるいは子どもたちの要望等も調整しながら、実現できる種目を考えていきたいと思います。

また、子どもの学力や生活習慣のお話でございますが、私は、基本的な生活習慣の確立が諸問題解決の礎になると考えております。それには、学校、家庭、地域社会や、連携・協力しながら、その役割と責任を持って取り組む必要があると思います。

教育のスタートは家庭からです。「三つ子の魂百まで」ということわざもありますが、スタートの部署が重要だと考えています。家庭では、子どもに愛情を持ってはぐくみ、子どもの特性を発見し、その子どもに合った接し方で、子育てに取り組んでほしいと思います。新聞に、よく小さい子どもの写真と保護者のコメントが載っております。そのコメントをいつまでも心に保ってほしいと思います。学校教育においては、集団の中で個を大切にしながら、知・徳・体をバランスよく教授しなければなりません。先日来、本議会でもいろいろご教授されていること等も参考にしながら、学校には、より楽しい、よりわかりやすい事業の推進に全力投球していただくよう、指導してまいります。

そして、実践されている学力の基礎づくりを大切にした読書活動、学習タイム、補充等の学習活動を継続してもらいます。さらに、子どもたちの自尊感情を高め させ、自分に自信が持てるよう心がけてもらいます。

また、学校教育支援地域本部事業等で、地域の有能な人材を活用し、学校教育を側面から支援していただき、より開かれた学校づくりを邁進したいと思います。 また、教育委員会といたしましても、これらの活動を全力で環境づくりや施策の推進、後押しに取り組んでいきたいと思います。

答弁が長くなっているんですが、不登校の問題について話させていただきます。 不登校のことに関しましては、みんなが心を痛めています。しかし、一番苦しんでいるのは、子ども本人でございます。子どもが学校に復帰できるように、まず、子どもの心を開かせる努力、弊害となっている課題を除去する、そのことが一番先にすることだと思っています。課題は、個々の子どもによって違いますけれど、家族、担任、指導員、スクールカウンセラー、専門機関等、協力し合って、一日も早く学校復帰ができるよう、みんなで努力をしたいと思います。

子どもの実態に応じまして、時には登校刺激をしたり、時には一歩を待って、 子どもの心にエネルギーが蓄積するのを待つのが一つの方法かと思います。ただ、 学校とのつながりを切らないということが大切でありまして、あなたは本校の児 童・生徒ですよ、あなたは本学級の児童・生徒ですよというコメントを送り続け たいと思います。

小林 博議員 大変難しい課題でありますけれども、教育委員会と、そうして各学校の取り組 みが鍵になると思いますので、頑張っていただきたいと思います。家庭の教育力 ということにつきましても、言うは易く、なかなか具体的な取り組みが困難であります。最近のように、非正規の雇用形態が非常に多いという実態、そのことが非正規、別の資料ですが、最近の厚生労働省の発表では、非正規の方が、結婚についても、子どもをつくるについても、非常に少ないということが発表されておるわけでありますし、教育の分野でも、親の雇用形態、あるいは収入の形態ということが子どもの教育、成長に大きな影響を及ぼすということが言われておりますので、教育分野だけで解決するということは、なかなか困難な部分もあろうと思いますが、我々も国の政治を含めて全体をよくしていく努力はしなければなりませんし、町行政につきましても、その他の分野で、ぜひ取り組みをしていっていただきたいと思います。

子育で支援につきましては、学童保育等の充実をお願いしようと、通告のときには思って書いたのですが、もう予算で組まれておりますので、喜んでおるわけであります。幼児園も、運営が2年目に入るわけでありますし、今後、田原、八千種、高岡というふうに広がっていくと思いますけれども、所管省庁の違いがそのままであるところから、非常に難しい運営を余儀なくされると思います。現場が戸惑うということもあろうと思いますが、職員、保護者の声も生かして、違和感のない運営に努力を求めたいと思います。

それから、その他施設管理につきましては、耐震化以外の整備と管理にも十分意を用いてほしいと思っております。施設も多く、使用者の声も聞きながら、実態把握や整備を進めていってほしいと思います。最近の補正予算等でも、貯水槽等の問題が出てきましたけれども、これらは非常に早くから日常的にやっておかなければならない問題でありますし、AEDや、貯水槽や防火装置など、さまざまな安全に関するものにつきましては、定期的な点検と、そうして管理の十分方を求めておきたいと思っておるところであります。

野球グラウンド等の整備も、まともに野球ができるようなグラウンドも欲しい という声も関係者からは強くお聞きをいたします。教育委員会のぜひご奮闘をお 願いしたいと思っております。まとめて答弁を短くお願いします。

学校教育課長 学校の施設管理につきましては、常日ごろから児童・生徒のよりよい環境づくり、また安心・安全な施設づくりということで、定期的に法定点検も含めて検査をしております。そういった中で、学校現場の声、また地域の利用者の声、そういったものを絶えず聞きながら、よりよい環境づくりに今後鋭意努力していきたいと思います。

小林 博議員 行政改革の問題ですが、前回もお尋ねをしましたけれども、新計画の作成状況 と、その内容、基本方針、計画の範囲、目標額等、お願いをしたいと思います。

企画財政課長 新たな行政改革大綱及び実施計画の原案作成につきましては、これまでに行政 改革調査検討委員会、この二つの部会、それから行政改革推進本部会議で検討を 重ねてまいりまして、ようやく原案がまとまったところでございます。

> 3月30日に行政改革懇話会を開催する予定としております。この中で、この 原案をお示しながら、原案に対して、また行政改革そのものに対して、いろいろ なご意見をいただきながら、最終的に取りまとめていきたいと考えております。

> その段階では、また議会事務局にも備えつけをさせていただきまして、次回の 所管の委員会では内容の説明をさせていただく予定としておりますので、詳細に つきましては、その段階でお目通しをいただければと思います。

> 基本的な考え方としましては、現計画の基本理念にも掲げております一人一人を大切にし、住民の命と暮らしを守ること、これを基本にしまして、行政改革を推進していきたいと考えております。

それから、範囲ということでございますが、前回、ご質問の中でもちむぎ食品センター、顕彰会など、第三セクターのところのご質問がございました。その件かと思いますけれども、今回の実施計画の中では、個々具体にそれぞれの第三セクターに関する実施計画というのは、定める予定はしておりませんけれども、今後公会計制度に基づきます財務諸表を作成していくことにもなります。そういった中で検証する必要もございましょうし、また事務事業見直しの一環としての各種補助金の見直しということは、実施計画に盛り込んでおります。必要な見直しにつきましては、随時検証しながら対応していきたいと考えております。

それから、効果額というところでございますけれども、今回の実施計画の中で、 削減効果が出るものにつきましては、効果見込み額として、額を記載する予定と しております。しかしながら、削減経費としては、大きな額にはなっておりませ ん。多くを占める額につきましては、既に平成22年度の予算にも反映させてい ただいておりますけれども、例えば、社会福祉協議会職員人件費に対する補助金 の見直し、それから農業農村活性化補助金の制度見直しによる減額、こういった ものが額的には大きなものとなっております。大旨そういったところでございま す。

- 小林 博議員 ぜひ早く公表をして、そうして議論に供してほしいと思うんですが、3月31 日、懇話会で決定をすれば、もうそれが決定となるわけですか。
- 企画財政課長 3月30日でございますけれども、ここで原案をお示しいたしまして、その後、流れによって、何回開催させていただくかわかりませんけれども、そういった中でご意見をいただきながら、また所管の委員会でも報告させていただいた中でご意見をいただきながら、最終的な案として取りまとめていきたいと考えております。
- 小林 博議員 できれば、この議会で議論が本当はしたかったわけであります。人件費の削減 も、これまでかなり進めてまいりましたし、民間委託もさまざまな分野で進めて きたわけでありまして、これ以上、どれだけ人件費を減らすんだとか、民間委託 をどこまでやるんだということになりますと、もう限界じゃないかと、私は見て おるわけですね。むしろ、各施設等につきますと、正職員が1人か2人で、あと はもう嘱託、パートで運営するということにもなっておって、それぞれのところ の仕事をすることについての、いわゆるモチベーションと言われるものにつきま しても、問題が出てくる心配もありますし、それからその事業の今後の永続的な 展開についても心配せざるを得ないという部分もあるわけでありますので、そう いう問題のないようにしていってほしいと思っています。

最後の問題に入りますが、ここでもヒブワクチンへの助成を求めたかったのですが、既に予算化されておりますので、質問というよりお礼を言うということにしておきたいと思います。ありがとうございました。

ぜひ使いやすいようにしていってほしいと思います。福崎町の福祉行政は、ますます社会福祉協議会に委ねるところが大きくなっていっております。社会福祉協議会に従事する職員の方々が使命感を持って頑張っていっておられるのが大半だと認識はしておりますけれども、そのためにも社協の永続的な発展のためにも、正職員の拡大が必要だと改めて主張をしておきたいと思います。答弁を求めます。

健康福祉課長 社会福祉協議会につきましては、業務、また事業の内容から正職員なり、事業職員という形で、採用をしております。今後も、社会福祉協議会と協力しまして、職員の処遇の改善等はしていきたいと考えております。

小林 博議員 ありがとうございました。以上で終わります。

議 長 以上で小林 博君の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。再開は

15時45分といたします。

休憩 午後 3時25分再開 午後 3時45分

議 長 会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。

次は、15番目の通告者は北山孝彦君であります。

- 1 災害に強い町づくり
- 2 教育問題について

以上、北山議員どうぞ。

北山孝彦議員 議席番号14番、北山孝彦です。議長の許可をいただき、通告に従いまして、 一般質問をいたします。

> 2項目を予定しております。また一番最後でありますので、今までの議員の方 と重複する点があると思いますけども、その点は、よろしくお願いいたします。

> それでは、第428回福崎町議会定例会も私の一般質問をもって最後となりますが、平成22年度予算では、慎重審議がなされ、議員全員により可決されました。町政に反映されますようお願いいたします。

理事者の皆様もお疲れだと思いますが、いましばらくおつき合いをお願いいた します。

それでは、大変うれしいことが二つあります。まず、一つ目は、福崎町消防団が平成21年度消防功労者消防長官表彰を授与されたことであります。

二つ目は、第16回マイタウンマップ・コンクールにおいて福崎駅前周辺を活性化に努めようとする福崎駅前活性化計画を提案した福崎町立西中学校第64回生の皆さんの努力により総務大臣賞を受賞するなど、すばらしいことであります。 そこで、今回の質問は、生徒の皆さんと一緒になって福崎駅前活性化、また福

崎駅周辺の災害に強いまちづくりについて取り組んでいきたいと思います。 あわせて、教育問題について一般質問をいたします。

まず初めに、災害に強いまちづくりについてであります。

まちづくりについては、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、防災上の課題であります密集地区への取り組み、また景観の保全とあわせた防災のまちづくりが求められています。特に、高齢者や障害のある人、いわゆる災害弱者を初め、地域住民に地域の危険性を周知し、防災について正しい認識を持ち、災害時に冷静沈着に行動できるまちづくりを推進していかなければならないと思います。

そこで、このような中、(仮称) 福崎駅周辺整備推進室を設置されようとする 目的を町長にお尋ねいたします。

長 目的は、福崎駅前を活性化する、そのことによって福崎町全体の活性化につな げてまいりたい、このように考えているわけでございます。

駅前周辺につきましては、ご承知のとおり、非常に長い間検討を続け、ある一定の計画ができた段階でも、また崩れていくという歴史を繰り返してまいりました。しかし、時代が進むにつれて、これでいいのだろうかという町民の皆さんの、とりわけ駅前地区の皆さんの気持ちは、だんだんと高揚しているのではないかと、このように考えるわけです。そうした気持ちと一体化いたしまして、町といたしましても、活性化のために取り組んでいかなければと、このように考えたわけで

- 50 -

町

ございます。

北山孝彦議員 これまで駅周辺整備事業では、いろいろな調査がされてきています。福崎駅前 商店街、商店活性化計画策定委員会なども設置され、福崎駅前地域活性化まちづ くりマスタープランなども推進されてきました。多額の経費を費やされましたが、 推進できていないのが現状であります。

先ほど町長から基本方針をお聞きしましたが、福崎駅周辺整備推進室を設置されるのですから、必ずというのは、ちょっと言葉はきついといいますか、なかなか難しいんでありますけども、実現に向けて推進していかなければならないと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、災害時の被害を最小限にするために、中播都市計画防災街区計画 整備方針が計画されています。中播都市計画防災街区計画とはどのような計画な のかお尋ねいたします。

- まちづくり課長 町にも都市計画のマスタープラン、これは法的に定めなければならないものでありまして、県にも同様の都市計画のマスタープランの定めがございます。その中で、県の中播都市計画区域マスタープランの中で、中播都市計画防災街区計画が掲げられているものでございます。その中で、その方針の一つとして、安全性の確保に向けた防災街区整備地区計画の策定の推進を図りということと、防災街区整備事業や住宅市街地総合整備事業を重点的に実施することということ、または民間活力を活用した、より一層の整備の推進を図るといった、こういう記述があるものでございます。これは方針でございますが、福崎町にあっては、駅前地区で課題解消に向けた取り組みが必要となってくるものでございます。
- 北山孝彦議員 先ほど防災街区の整備方針をお聞きしました。このような計画は鉄則があるわけですから、まず現状をよく知るということが大切であると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域防災計画の方針についてお尋ねいたします。

現実は、駅周辺では建物の老朽化が進み、密集地でもあり、生活道路も未整備、また都市計画道路も未整備であります。このような中、土地利用計画やまち整備など、どのような基本計画なのかお尋ねいたします。

まちづくり課長 ご質問の計画につきましては、過去にもいろいろ計画をしてまいりました。計画や調査検討をしております。新たな福崎駅周辺整備やユニバーサル社会づくり等の中で、現状の実態もよく把握して、今後検討していきたいと思っております。 北山孝彦議員 続いて、生活道路整備の拡幅についてお尋ねします。

> 県道甘地福崎線についての計画はいかがですか。また、都市計画道路整備事業 についてもお尋ねいたします。

- まちづくり課長 これも同様に、福崎駅周辺整備の中では幹線道路整備、生活道路整備についても大きな課題の一つとなっております。計画を進める中で、県道甘地福崎線及び都市計画道路計画も含めて検討を進め、基本的な方針が決まってくることと思っております。
- 北山孝彦議員 続いての質問は、先ほど小林議員が質問されたことに重複すると思いますけど も、よろしくお願いします。これは回答はよろしいので。

駅前の周辺の土地利用について、特に福崎保育所跡地の利用についてでありますけども、駅前区では、大半の区民が緑地にという意見がありますので、その点は町長の心広い配慮のもとによって、ぜひとも区民の期待にこたえるような行動をとっていただきたいと思います。

続きまして、去年の台風9号による集中豪雨で、佐用町や宍粟市を初めとする 地域が甚大な被害に遭われ、今、懸命の復旧作業に尽力をされているところで、 一日も早い復旧・復興を願っているところであります。

福崎町も、豊かな自然に恵まれている一方で、広い山林を有し、台風や豪雨等に見舞われやすい厳しい自然状況下に置かれています。全国的にも、近年、集中豪雨により、毎年土砂災害が多く発生し、甚大な被害が発生しています。さらに、地震発生の危険性もあります。こういった状況下でありますので、被害の減災に向け、対策を継続的に進めていくことが必要だと思われます。

そこで、先ほど冨田議員が質問されたことと若干重複すると思いますけども、 よろしくお願いします。

さきの佐用町を初めとする被害状況の中で、倒木の対策がおくれ、橋梁でせき どめされ、それによって被害を大きくしております。福崎町では青少年野外セン ター付近では、倒木は余りありませんが、センターの手前や、また奥に行けば多 くの倒木があります。そのための対策の予定はあるのですか。お伺いいたします。

産業課長倒木の処理についてでございますけれども、以前の平成16年の台風23号により被災した場所だと思います。当時は、風倒木処理の事業によりまして復旧を行っております。補助対象となる倒木率が高いなどの条件に合わなかったとか、所有者の負担金の問題などにより、そういった部分が復旧されていないと思われます。議員さんが言われましたように、野外センターの奥、七種山登山道沿いにつきましては、現在も景観が悪い状況となっております。山林の所有者に理解を求め、対応をしていきたいと考えております。

北山孝彦議員 ぜひとも早く取り組んでほしいと要望しておきます。

続きまして、林地等荒廃防止計画の中で、本町は平野に比べ、山地面積が多く、地震によって土砂の流出や地すべりによる被害が発生しやすい。最近、森林の利用増加に伴い、その結果として自然災害から保全されるべき対象が拡大し、これに対する治山施設は十分とは言いがたく、山地の新生崩壊や拡大崩壊、地すべり等が発生すると、人的、物的に被害を受けやすいため、山腹崩壊、土砂流出、地すべり発生危険において対策が急務と思われます。福崎町では、西治及び田口で砂防工事が進められていましたが、今年度、県及び町のご尽力で完成しております。今後も、危険性の高いところから引き続き事業に取り組まれることを願うものですが、見通しについてお伺いいたします。

監 議員ご指摘のとおり、土砂災害は一たび発生しますと、人命を奪いかねない、大きな恐ろしい災害でございます。県では、危険度の高いところから順次対策工事を実施しておりますけれども、数多い危険箇所すべてに対策を施すことにつきましては、膨大な時間と費用が必要となります。そういうことで、福崎町内でも合計92カ所の土砂災害警戒区域が指定されておりまして、昨年度にはハザードマップを各戸に配布いたしまして、早期避難を呼びかけているところでございます。

一方で、昨年7月には、山口県防府市の特別養護老人ホームを襲った土石流災害がございました。それをきっかけに、災害弱者施設に関する箇所につきましては、さらに優先して対策工事を進めるということにしております。

福崎町内では、八千種小学校東側に当たります北奥川、それともちの木園の裏山の板坂口下谷川、それと長野橋の東側の山に当たります松山川、ここについて、今後土石流対策の工事を行う予定箇所としております。

それと、急傾斜対策、がけ崩れにつきましても危険箇所がたくさんあるわけですけれども、これにつきましては、被害を受ける可能性のある地元の負担金というのが総事業費の5%から20%の範囲で必要となっております。ということで、福崎町内では急傾斜対策事業はまだ進展していない状況です。土石流と並んで、

- 52 -

技

がけ崩れ対策も非常に重要な対策ですので、今後地元負担のあり方等について検 討を進める必要があると考えております。

- 北山孝彦議員 砂防事業の推進は、住民の理解と協力が基本になると思いますが、新たな事業 や継続して進めるには、予算の重点配分が必要でありますが、兵庫県に対して強 く要望していただくことも重要であると思うのですが、お考えはどうですか。お 伺いいたします。
- まちづくり課長 将来にわたる安全・安心の実現に向けて、事業化を図っていただくよう、引き 続き県に要望を続けたいと思っております。町も共同して推進してまいりたいと、 このような考えでございます。
- 北山孝彦議員 防災には、ハード事業とともに、ソフト事業が必要であります。特にソフト面では、自主防災組織のさらなる強化と、住民等にわかりやすい災害情報の伝達や、 避難判断のためのマニュアルづくりに努められ、安心で安全な災害に強いまちづ くりに取り組んでいただきたいとお願いいたします。

続きまして、教育問題についてであります。

まず初めに、教育長にお尋ねいたします。

教育長は、小学校、中学校の校長を歴任され、このたび福崎町の教育長に就任されました。そこで、校長と教育長では立場がそれぞれ違うと思いますが、そのことについてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

教 育 長 校長の職務は学校教育法に、教育長の職務は地方教育行政の組織運営法に明記 されていますけれど、平たくいえば、校長は勤務する学校の歴史、地域の実態や 子どもの発達段階、保護者の願い等を把握し、教育目標を掲げ、教職員、保護者、 地域住民と力を合わせて、その学校の教育活動を実践し、教育効果を上げるよう に取り組みます。

教育長は、町内全体を見渡し、保育所から老人大学まで、幼児教育、学校教育、社会教育、生涯教育と、かかわる分野も広く、それぞれの歴史的経緯、発達段階、子どもの実態、地域の実態、子どもや保護者の願い、参加者、地域住民の思い等を前職のときよりも、より広く、より深く、より高く、より重く認識しなければなりません。また、教育職に療育職が加味された立場であり、関係法規、行政用語、町の現状把握や教育施策、将来の展望、その他たくさんの見識と実行力を兼ね備えなければならない重責であります。

私にそれだけの資質が備わっているとは思いませんが、私を支えてくださっている人や、子どもたちや町民の期待にこたえるべく、日々精進、研さんを重ね、生涯学習をみずから実践する所存です。

昔から、世話がやける子はかわいいと、こういうふうに申します。どうかよろしくお願いします。

北山孝彦議員 私も小さいころは、世話をやかした子どもでありました。ぜひとも、頑張って いただきたいと思います。

> 幼児園では、どのような就学前教育を実施されているのか、また取り組もうと されているのかお尋ねいたします。

教 育 長 日本の幼稚園における教育内容は、幼稚園教育要領の中に示されており、その 内訳は健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域となっております。幼稚園で は、お絵かきや遊戯をしたり、ブランコや滑り台、砂場遊びやプール遊び、時に は園外に出かけ、さまざまな遊びを通して、うまく人とかかわれるようになった り、言葉が豊かになったり、自然の美しさやふしぎさに気づいたりすることで、 小学校以降の学習の基盤をつくっております。

北山孝彦議員 これは、鹿児島県の某市でありますけども、通山保育園というヨコミネ式天才

教育と、この横峯さんは、保育所を運営されておりますけども、テレビ放映をされてから、すごい反響といいますか、問い合わせが殺到したそうです。その中で、私もこの本を読ませていただきました。子どもに対しての教育といいますか、私が昔教わったようなことも多々書いてありました。私立と公立との違いはあると思いますけども、ぜひとも参考にしていただきたいと思います。

次に、福崎小学校区、地域教育推進委員会の活動において、地域ぐるみで子どもを育てるコミュニティづくりとして、スクールヘルパーの組織化を進められています。その中で、子どもの登下校時や学校内での見守り活動を地区ごと、また各委員の協力のもと、実施されています。その活動において、成果なり、何か変化はありましたか。お尋ねいたします。

- 教 育 長 自画自賛、我田引水で申しわけございませんが、学校関係者からは、子どもたちに落ちつきが出てきた。恵まれた環境のもとで勉強がはかどる。地域の一員としての自覚が芽生えてきた。保護者からは子どもたちが安心して登下校ができる。ヘルパーさんからは、子どもがしっかりあいさつをするようになった。知らなかったよその子とも会話ができるようになった。小学校での学習の様子をかいま見ることができる。百聞は一見にしかず、学校の様子を自分の目で確認でき、うわさと現実の違いが確認でき、安心している。地域の一員として存在感や地域貢献できることに喜びを感じている。等々のうれしい声が届いております。
- 北山孝彦議員 それなりの効果が出ているということであります。やりがいがあると思います。 それでは、就学前教育について質問いたします。

次世代育成支援対策推進法に基づき、福崎町においても、平成17年3月に前期の次世代育成支援対策行動計画を策定されており、平成21年度は見直しするための後期行動計画を作成する年度となっているが、作成状況についてお尋ねをいたします。

学校教育課長 今年度、後期行動計画の策定年度でありまして、その策定のために次世代育成 支援対策地域協議会を組織いたしました。メンバーは20名の委員で組織をいた して協議なり、また検討をしていただきました。

現在、策定できまして、製本中でございます。

- 北山孝彦議員 後期行動計画においても、重点施策があると思います。どのような重点施策か お尋ねいたします。
- 学校教育課長 後期行動計画を推進していくために、五つの重点施策を掲げて取り組んでいく ことにいたしております。一つ目は、地域子育て支援機能の充実、連携と施設整 備。二つ目は、地域の子どもを育てる支援活動と地域に開かれた学校づくりの推 進。三つ目は、子どもが地域で安心して、遊ぶ空間の確保。四つ目は、幼保一体 化の推進。五つ目は療育支援体制の整備・充実を掲げており、以上の五つが行動 計画の重点施策となっております。
- 北山孝彦議員 その重点施策を進めていくための具体的な取り組みをどのように考えているか、 先ほど言われた重点施策の一つ目の地域子育て支援機能の充実、連携と施設設備 については、どのような取り組みを考えておられますか、お尋ねいたします。
- 学校教育課長 平成21年度に福崎幼児園内に設置いたしました子育て支援センターと従前から活動しております文化センター内にあります子育て学習センターとの連携を図りながら、子育て支援を充実させていくということにしております。

そして、町長が所信表明でも申し上げました福祉、教育を向上させる目的で組織しております地域総合援護システムの機能を高める取り組みの一つとして、公民館等へ支援センターの職員が出向き、ミニデイや高齢者との触れ合いを通して、地域での子育て支援を充実させていくという取り組みでございます。

- 北山孝彦議員 それでは、2点目の地域の子どもを育てる支援活動と地域に開かれた学校づく りの推進と言われましたが、どのような取り組みを考えておられるのかお尋ねい たします。
- 学校教育課長 地域の大人が地域の子どもを見守り、育てるコミュニティづくりを支援し、子 どもとの交流を進めながら、地域ぐるみで子どもの健全育成に努める取り組みを 進めていくことであります。

また、先ほども出ておりましたけれども、開かれた学校づくりを推進するために、北山議員も活動をしていただいております福崎小学校区地域教育推進委員会の取り組みや、田原小学校のヘルパー制度もその一つでありまして、その充実した取り組みをより内容も深めていくという取り組みでございます。

- 北山孝彦議員 それでは、3点目の子どもが地域で安心して遊ぶ空間の確保については、公園 や広場の充実や安全の確保に努める取り組みを考えておられますか、お尋ねいた します。
- 学校教育課長 そのとおりで、今後も引き続き公園や広場等の遊びの空間につきまして、より 快適な環境づくりに取り組むことといたしております。
- 北山孝彦議員 幼保一本化の推進は、平成21年度に開園した福崎幼児園や平成22年度に設計を行う田原幼児園などのことであると思います。また、療育支援体制の整備・ 充実とは、どのような取り組みかお尋ねいたします。
- 学校教育課長 幼保一体化の推進につきましては、今、質問議員が言われたとおりでございまして、療育支援体制の整備・充実につきましては、発達障害の早期発見、早期療育を目的として、母子保健事業の充実や発達障害児等の適切な特別支援を関係機関と連携を深めて取り組むことにいたしております。

その取り組みの一つといたしまして、特別な支援を必要とする子どものサポートファイルを保護者や保健センター、専門家、学校など、関係者との連携をとって支援体制の充実に取り組むことにいたしております。

- 北山孝彦議員 内容あるすばらしい行動計画が策定されていると感じました。ぜひ行動計画に 基づいて実りある取り組みをしていただくよう期待しております。以上で私の一 般質問を終わります。
- 議 長 以上で北山孝彦君の一般質問を終わります。

以上をもって、通告による一般質問のすべてを終わります。

これにて第428回福崎町議会定例会の日程をすべて終了することにいたしました。よって、閉会することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

第428回福崎町議会定例会を閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、3月5日に招集され、本日までの21日間にわたり、本会議及び委員会と、連日ご精励を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会に提出されました案件については、慎重審議をいただき、それぞれ適 正妥当なる結論づけをいただき、また議事の運営につきましても格段のご協力を 賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆さんには、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

ようやく寒さも緩み、一雨ごとに春めいてまいりました。桜の便りもちらほら

と聞こえる今日この頃でございますが、まだまだ天候も不順な時期でございます。 どうか、皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展 のためにご精励を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといた します。どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、町長からごあいさつを求めたいと思います。

長 第428回福崎町議会定例会を終わるに当たりまして、一言お礼とごあいさつ を申し上げたいと思います。

今議会は3月5日に開会をされました。そのときはまだ大変寒いときでございました。それから21日がたった今日では、桜の花便りが聞かれるという、そういう状況になってまいりました。この長い期間、提案いたしました議案一つ一つに丁寧な審査を賜り、すべての議案に賛同いただきましたことにつきましては、心からお礼を申し上げます。

議長も言われましたとおり、この議案審議に当たっては、たくさんのご意見、 提案をいただきました。そうした事柄一つ一つを大切にいたしまして、今後の町 政執行に当たっていきたいと考えております。

特に、私はこの議会で感激をいたしましたことがございます。私は議員も務め、あるいは町長も何年か務めましたけれども、その間、議員の皆さんがすべて一般質問の通告を出されるというのは、今回が初めてであります。非常に感激をいたしたわけでございます。

不況が長引きますと、議会制民主主義を軽く扱おうとする風潮が生まれてまいります。今から80年前に、世界大恐慌となり、世界が大不況に陥りました。そのときに、ドイツにヒトラーという人が生まれ、ナチス党を率いて台頭してまいりましたが、その人がやったことは、まず議会を放火いたしまして、火事をやって、議会を解散するという、むちゃくちゃなことをやったわけでありますけれども、やがてその人は独裁者として君臨し、世界大戦へと導いていったわけであります。日本やイタリアも似たような状況であったわけであります。

このように、独裁者は常に議会を軽視する、そのような方向に走りがちであります。こうしたことを深く胸に受けとめて、戦後新しい日本国憲法をつくりましたけれども、その苦い経験を教訓にいたしまして、地方自治の制度、議会制民主主義の制度を憲法の一つの基本原則の柱といたしたわけであります。

私たちは、この教訓をしっかりと胸に秘めながら、議会と町との関係を密にいたしまして、チェック・アンド・バランスの機能を十分に発揮して、町民の福祉と教育の発展、安心・安全のまちづくりに寄与していかなければならないと、新たな決意をいたしたわけでございます。

私たちが至らぬ点はございますけれども、こんなときこそ、見識を一層高めまして、町政の発展のために寄与してまいりたいと考えているわけでございます。 なお、この場でお知らせをさせていただきたいと思います。

この2年間、県から来ていただきまして、高い学識と識見でもちまして、私たちを指導し、町政発見のために尽くしていただきました樋口技監が栄転という形で県の本庁に帰っていかれることとなりました。2年間の熱い行動に対しまして、心からお礼を申し上げ、今後ともお体に気をつけられて活躍されますことを心から念じるわけでございます。私どもはそうした教えをこれからもしっかり守って、町政発展のために努力をしてまいりたいと考えております。

21日間、大変お世話になりましたことにお礼を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

長 ただいま、町長からお話がございましたように、このたび樋口技監が県職の人

議

町

事異動によりまして、4月1日付でご栄転されます。県に帰られるに当たり、樋口技監より皆様方にごあいさつを申したいとの申し出がございますので許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。樋口技監、どうぞ。

監 大変お疲れのところ、失礼いたします。先ほどは町長からも身に余るお言葉を いただきまして、大変恐縮いたしております。

議会最終日の貴重なお時間に、私の退任のあいさつをしゃべる機会を設けてい ただきましたこと、ありがとうございます。

一昨年の4月より技監として本町に派遣されてまいりましたが、昨日人事異動の内示を受けまして、4月1日より県庁砂防課の副課長を務めることとなりました。つい今しがたの北山議員のご質問でも、砂防事業のご質問がございましたけれども、まさに担当することになると思います。

この2年間を振り返ってまいりますと、私が担当させていただきました産業課、まちづくり課、下水道課、それぞれの事業の推進に伴って発生いたしますさまざまな課題に取り組みながら、またサルビアプランの後期5カ年計画ですとか、都市計画マスタープランなどにもかかわることができました。私個人としましては、力量が全く不足しております。果たして福崎町のお役に立っているのかどうか、自問自答し続けた2年間ではありましたけれども、いずれの局面でも、議員各位の温かいご協力や、時には厳しいご指摘もいただくことができまして、よりよい成果を出すことができたのではないかと思っております。

また、私自身につきましても、県に勤めておりますときには全く気づきませんでした基礎自治体の悩みというものを知ることができました。

それとまた一方では、議会と行政が両輪となって地域をよくしようとする推進力といいますか、そういうものも実感することができました。

県に戻りましてもこの2年間の貴重な体験を生かして、仕事に取り組んでまい りたいと思っております。

また、私の後任には、4月から県から、今、県の道路公社に勤めておる者が後任としてまいると聞いております。私同様、お引き立て、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、議員各位には、何かとご指導、ご鞭撻を賜りましたことに厚く感謝申し上げますとともに、今後、更なるご精励とご健勝を祈念いたしまして、退任のごあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

長 樋口技監、本当にありがとうございました。樋口技監におかれましては、平成 20年4月、兵庫県県土整備課から福崎町の技監として2年間にわたり、福崎町 の都市基盤や生活環境基盤の整備と町政発展のために格別なるご尽力を賜り、心 より厚くお礼申し上げます。

今後も、健康に十分にご留意されまして、県政発展のためにご尽力されますことを祈念いたしまして、感謝とお礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

これをもちまして閉会といたします。

皆さん、どうもお疲れさんでございました。

閉会 午後 4時30分

議

技

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成22年3月25日

福崎町議会議長 宇 﨑 壽 幸

福崎町議会議員 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 広 岡 史 郎